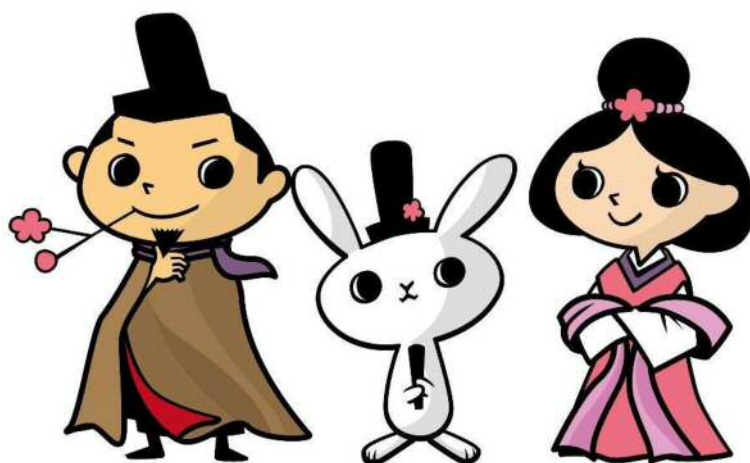


第3次 太宰府市男女共同参画プラン

(令和5年度～令和9年度)



旅人のたびと

おとものタビット

れいわ姫

～だれもがいきいきと輝くまちづくりをめざして～

令和5年3月

太宰府市

はじめに

日頃より太宰府市の市政運営及び男女共同参画政策にご理解とご協力を賜りありがとうございます。本市では、平成15(2003)年に第1次太宰府市男女共同参画プラン、平成17年(2005)に「太宰府市男女共同参画推進条例」を策定し、すべての人が性別にかかわらずあらゆる場面において一人ひとりの個性や能力を発揮することができる男女共同参画のまちづくりを目指した取組を行ってまいりました。

令和3年(2021)度の男女共同参画に関する市民意識調査では、固定的性別役割分担意識を持たない市民割合が増加するなど市民意識が高揚している一方、社会全体で見た場合の男性優遇感はまだに高いことが分かりました。また、令和2(2020)年からのコロナ禍の拡大は、人々の生活に様々な影響を及ぼしており、特に社会的に様々な問題に直面する女性に与えた影響は深刻なものとなっています。

このたびの「第3次太宰府市男女共同参画プラン」の策定においては、これらの様々な課題や社会情勢の変化を踏まえ、本市の基本的な理念を定める「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(通称まちづくりビジョン)」や関連する個別計画との整合性を図り見直してまいりました。また、これまでの本市男女共同参画プランの基本理念や目標を継承し、新たな5年間のプランとして策定いたしました。

今後、「第3次太宰府市男女共同参画プラン」に基づきあらゆる分野において男女共同参画の視点の重要性を認識し、率先して女性のさらなる登用や採用を進めるなど共生社会の推進に取り組み、令和の都だざいふにふさわしい「だれもが居場所と出番を持ち、いきいきと輝くまちづくり」を目指してまいりますので、市民、企業、各種団体の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました太宰府市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートや各種調査、パブリックコメント等でご協力やご意見をいただきました市民の皆様、その他ご協力いただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げますとともに、皆様方のさらなるご健勝、ご多幸と本市のさらなる発展を祈念し、巻頭の挨拶といたします。

令和5年3月

太宰府市長

楠田大蔵



目 次

第1章 プラン策定の趣旨	1
第2章 プラン策定の背景と現状	
1. 国内外の動き	2
2. 太宰府市の現状	3
3. 取り組む課題	6
第3章 プラン策定の基本的考え方	
1. プランの基本理念と目標の視点	7
2. プランの性格	8
3. プランの期間	8
4. プランの進捗管理	8
第4章 プランの施策の方向と事業の内容	
プランの体系	9
目標1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育	10
施策の方向1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	13
施策の方向2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	14
施策の方向3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	16
目標2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり	17
施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	22
施策の方向5 雇用の分野における女性の活躍推進	23
施策の方向6 ワーク・ライフ・バランスの推進	25
施策の方向7 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援	26
施策の方向8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	28
目標3 だれもが安心して暮らせる社会の実現	30
施策の方向9 配偶者等からの暴力の根絶	33
施策の方向10 生涯を通じた健康支援	35
施策の方向11 共生社会への推進	36
プランの推進体制	38

資料

用語解説	41
太宰府市男女共同参画審議会への諮問書	48
太宰府市男女共同参画審議会からの答申書	49
第3次プラン策定の経過	50
太宰府市男女共同参画審議会委員名簿	51
太宰府市男女共同参画審議会規則	52
太宰府市男女共同参画推進本部設置規程	53
太宰府市男女共同参画推進条例	55
太宰府市男女共同参画推進条例施行規則	58
男女共同参画社会基本法	60
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69
年表	75

※用語

主に新しい用語及びカタカナ表記の用語について、概要を解説している。詳細は用語解説欄に再掲載。

第1章 プラン策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されました。この法律において、「男女共同参画社会の形成」とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義されています。また、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本法を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ること、県や地方公共団体の責務や男女共同参画基本計画の策定等についても明記されました。

太宰府市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「太宰府市男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」に基づく計画としても位置付けています。

本プランにつきましては、「第1次プラン」を平成15年に、「第2次プラン」を平成25年に策定し、それぞれ5年ごとに後期プランとして施策の見直しを行いました。第3次プランは、令和4年度に最終年度を迎える第2次プランの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行いました。見直しにあたっては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに関連する個別計画との整合性を図り、また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次福岡県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、太宰府市の現状に適した見直しを進めていきました。

今回策定した第3次プランは、社会状況の変化や法律の改正等に迅速な対応ができるよう、対象期間を令和5年度から令和9年度までの5年間としました。

●計画期間

(年度)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
国		第5次男女共同参画基本計画							
県		第5次福岡県男女共同参画計画							
		第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画							
太宰府市	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略								
	令和2年度～令和6年度特定事業主行動計画								
				第3次男女共同参画プラン					

第2章 プラン策定の背景と現状

1. 国内外の動き

国際社会では、平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」において、女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、諸外国においても女性の参画拡大が進められています。

日本政府は平成 15（2003）年に「社会のあらゆる分野において 2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ、目標の達成に向けて取り組みが行われてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分に共有されず、必要な改革も進みませんでした。

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表した、「経済」「教育」「健康」「政治」の 4 つの分野の男性に対する女性の割合を示す「ジェンダーギャップ指数 2022」によると、日本は総合スコア 0.650 で 146 カ国中 116 位（前回は 0.656、156 カ国中 120 位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果でありました（出典：内閣府『共同参画 2022 年 8 月号』）。特に政治分野や経済分野での値が低く、その要因として女性の人材育成機会の不足や性別役割分担意識などが考えられます。女性に対する人権課題の取組、日本社会に根強く残る性別役割分担意識の改革、働き方改革の推進など、性別を問わず一人の人間として能力を発揮できる機会が確保され、豊かで活力ある社会の実現を目指す取組が重要となっています。

令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活に様々な影響を及ぼしています。外出自粛や休業等によるストレスも要因となって、配偶者等からの暴力や性暴力に関する相談件数は全国的に増加傾向にあり、令和 2（2020）年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は前年度の約 1.5 倍と急増しています。また、女性の就業が多いサービス業、特に飲食・宿泊業等を直撃したことにより、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化するなど、女性への影響がより深刻となっています。

令和 4（2022）年 6 月、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の必要性から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和 6（2024）年に施行されます。

さらに、人生 100 年時代を迎え、性別にかかわらず、仕事と家事・育児・介護等を両立させて生活を維持していくために、「ワーク・ライフ・バランス」の課題解決が重要であり、働き方や暮らし方の意識改革が求められています。

現在、国においては「第 5 次男女共同参画基本計画」を、福岡県においては「第 5 次福岡県男女共同参画計画」を策定し、令和 7（2025）年度までの見通しを立て、施策の基本的な方向や具体的な取組を定めています。

2. 太宰府市の現状

太宰府市においても国内外の動向を踏まえ、「太宰府市女性行動計画」を策定し、この計画を引き継ぎつつ男女共同参画の施策を本格的に進めるため、平成15年に「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成17年には、「太宰府市男女共同参画審議会」からの答申を受け、「太宰府市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念と、市・市民・事業者等それぞれの責務を定め男女共同参画社会を推進することを目的としており、本市の男女共同参画社会の形成に向けた基盤となるものです。

本市の男女共同参画の推進を強化するための体制として、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度進捗状況の検証を行っています。この進捗状況は、市の附属機関である「太宰府市男女共同参画審議会」に報告を、ホームページで公表しています。

今回第3次プランの策定にあたり、令和3年度に「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。過去の調査結果とも比較して市民意識の変化を検証しました。前回と比較すると、性別役割分担意識を持たない市民の割合や、男女の地位について不平等と感じている人の割合が増加しています。また、男女平等や女性の地位の向上をテーマとする話題の関心は男女ともに増加しており、男女共同参画に関する市民の意識は高まっていることがうかがえます。

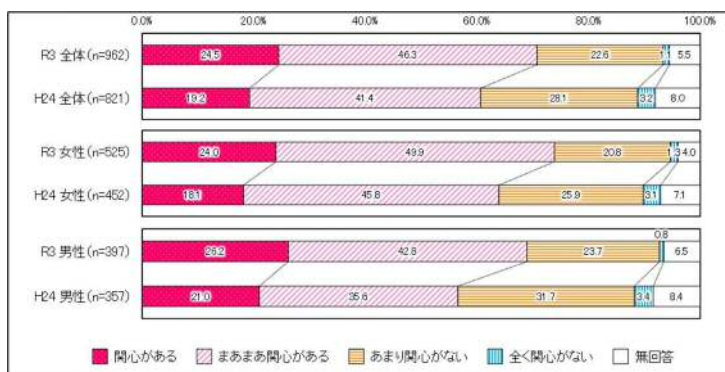
男女共同参画社会実現の推進を図ることを目標に設置された「男女共同参画推進センターミナス」では、男女共同参画の広報啓発、女性の職業能力開発支援、仕事と生活の調和促進、女性に対する暴力・ハラスメント等の防止、生涯を通じた健康づくりなどの事業を実施しています。

また、女性に対する暴力の防止の観点から、筑紫地区で「ちくし女性ホットライン」を共同運営しています。

本市の女性に対する相談事業では、コロナ禍以前の令和元年度に比べて令和3年度の相談件数は約1.7倍と増加しており、令和4年度は、困難を抱える女性へのきめ細やかな支援を充実させるため、庁舎内で女性相談業務を実施するなど、新たな取り組みも進めています。

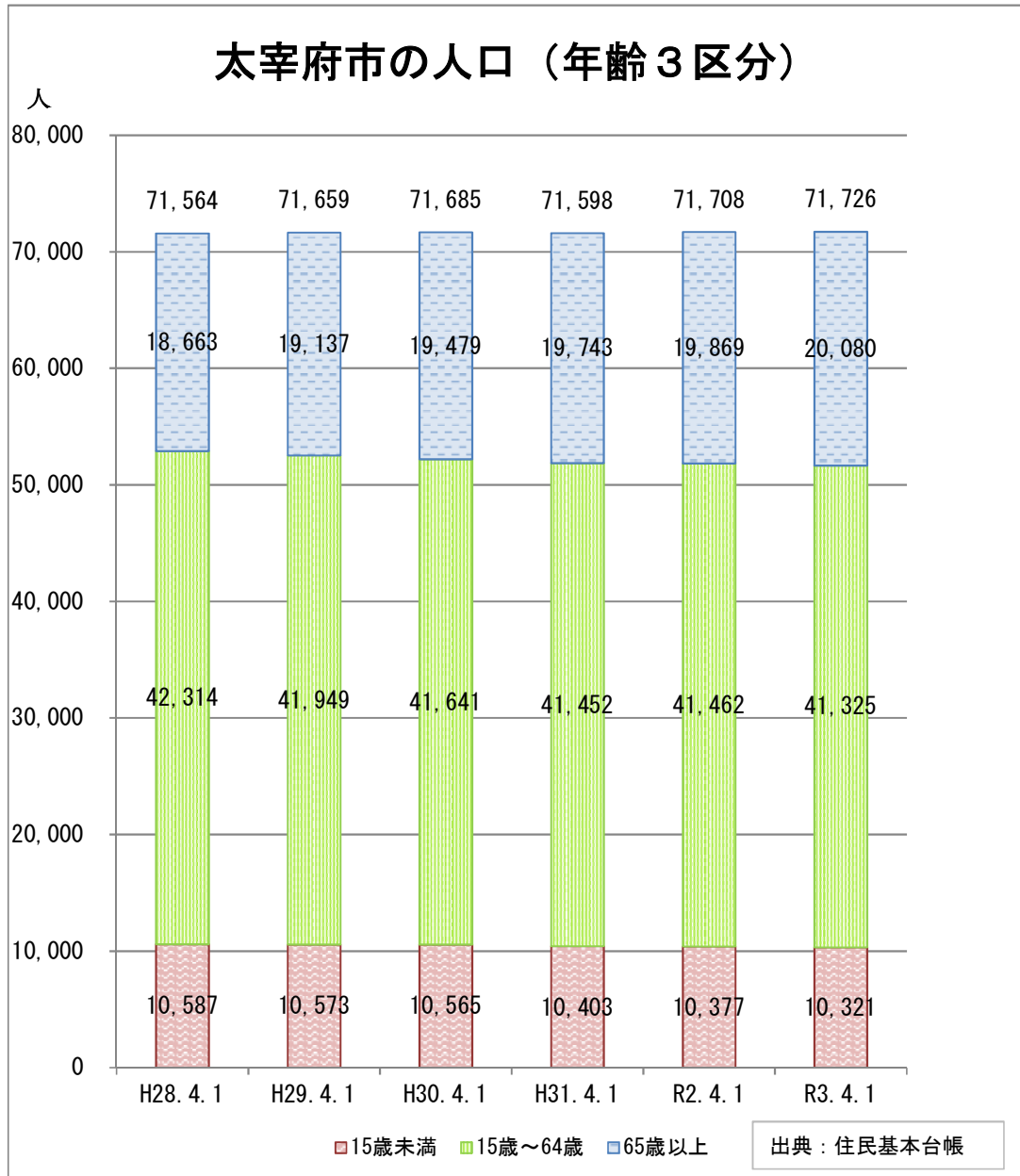
●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

問 あなたは男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題にどの程度関心がありますか。



【太宰府市の人口の推移】

太宰府市の人口は7万1千人台で推移し、64歳以下の人口は減少傾向にあり、65歳以上の人口が増加しています。

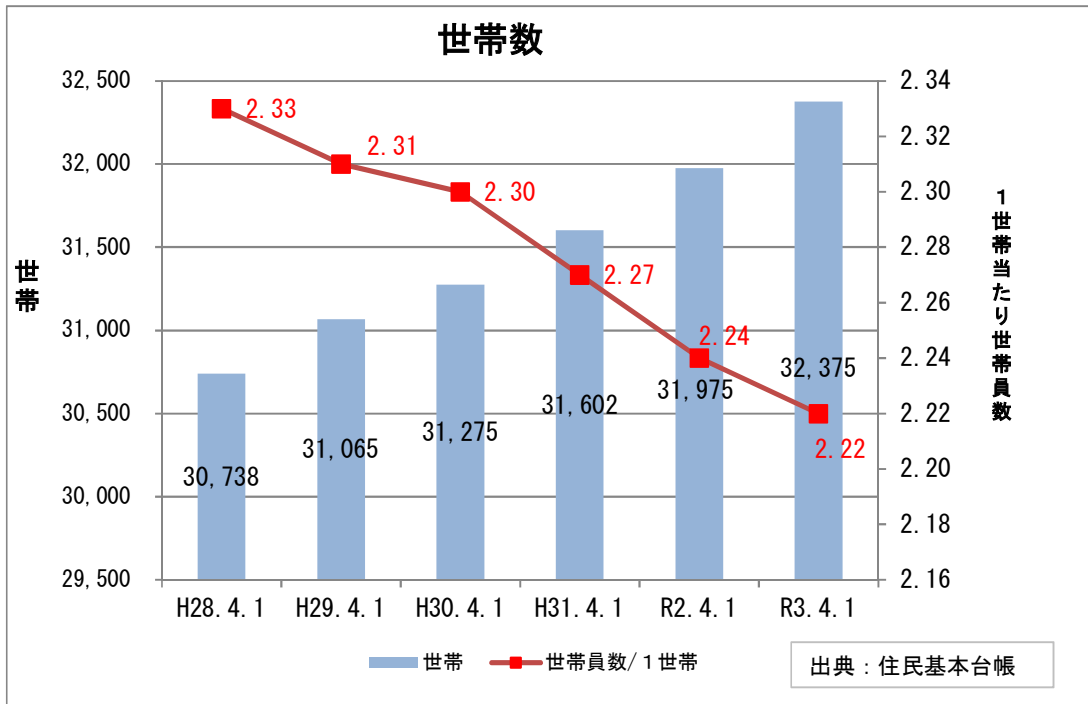


(人)

人口 (男女別)	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
男	34,206	34,299	34,340	34,314	34,374	34,426
女	37,358	37,360	37,345	37,284	37,334	37,300

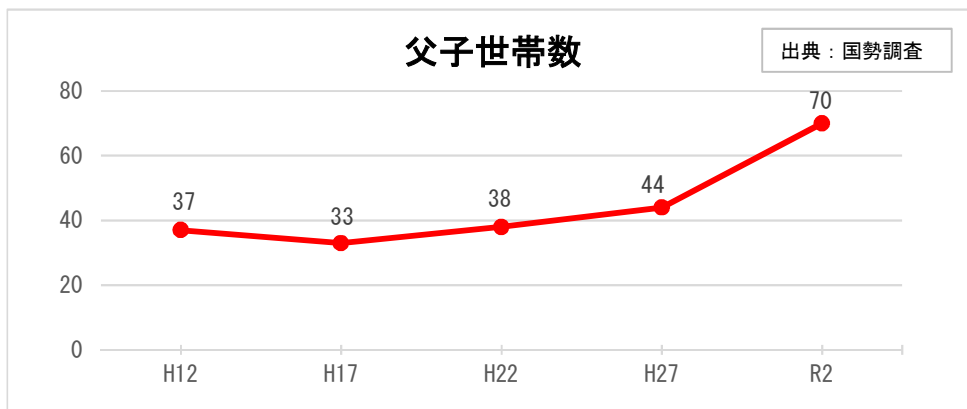
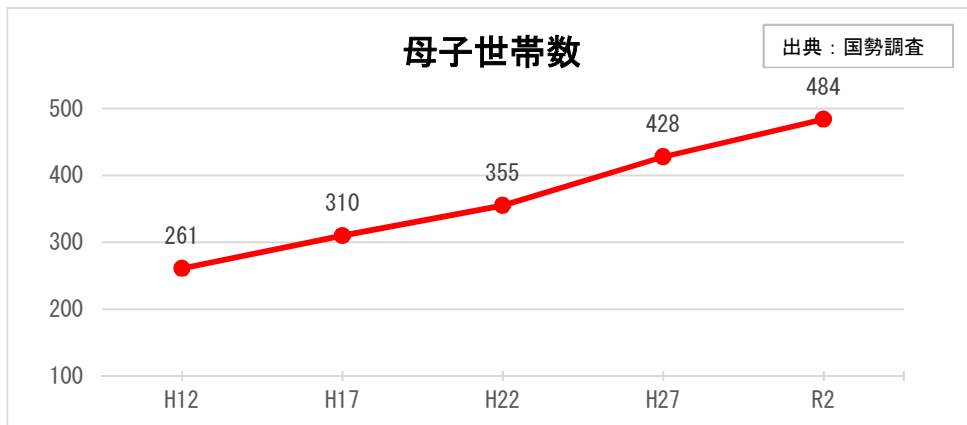
【太宰府市の世帯の推移】

世帯数は年々増加傾向にあります。一世帯当たりの世帯員数は減少しています。



【太宰府市のひとり親世帯の推移】

ひとり親世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加しています。



3. 取り組む課題

平成30年度に策定した「第2次男女共同参画後期プラン」の進捗状況や令和3年度に実施した「太宰府市男女共同参画に関する市民意識調査」から、計画期間に特に取り組むべき課題は次のとおりです。

(1) 固定的な性別役割分担意識の解消

社会全体で見た場合に男性が優遇されていると感じている人の割合が多いのは、長年にわたり形成されてきた固定的な役割分担意識や性差に関する偏見が影響を与えています。このような意識や固定観念は、女性と男性の両方に存在するもので、一人一人が意識を変えていくことが必要です。家庭、学校、地域、職場などあらゆる場をとおして意識の改革や理解促進につながる啓発等を進めていきます。

(2) あらゆる分野への参画拡大を支援する施策の充実

性別や世代を問わず、仕事と生活の調和がとれた生活を送ることや地域とのかかわりを持つことは、だれもが共に暮らしやすい社会づくりの根幹となるものです。子育て、介護、医療、まちづくりなど住民生活に密着した施策を充実することで、あらゆる分野への政策、方針、意思決定過程への参画が可能となり、だれもがその能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

(3) 心身の不安を解消し、安心安全に暮らせる基盤づくり

心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があります。長期間暴力にさらされることで、心身の健康を害し、その後の人生が生きづらく、不安や困難さを抱えることにつながります。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。暴力を未然に防ぐための幼少期からの教育や暴力の根絶に向けた啓発を推進していき、被害の防止に努めます。

また、人生100年時代の活躍を見据えて、性差に応じた的確な保険・医療を受けるなど、包括的な健康増進を支援します。

第3章 プラン策定の基本的考え方

1. プランの基本理念と目標の視点

本市では、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を発揮しながら、多様な生き方を選択し、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場面において、自らの意志に基づき個性と能力を発揮して、いきいきと暮らすことができるまちづくりを目指しています。

そのことから、太宰府市男女共同参画プランは、太宰府市男女共同参画推進条例に規定する5つの基本理念に基づいて行政施策のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的かつ計画的な推進を図るために今後の目標と施策の方向性、事業の内容を明らかにするものです。

太宰府市男女共同参画推進条例の5つの理念

1. 一人ひとりの人権の尊重
2. 性別による固定的な役割分担などが、活動の選択に影響を及ぼさないように配慮
3. 政策または方針の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活とその他の活動との両立
5. 国際的協調

目標1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育

○施策の方向1・2・3

固定的な性別役割分担意識を解消するため、学校、家庭等における教育、学習を充実させるとともに、男性や若者世代への理解促進を進めます。

目標2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり

○施策の方向4・5・6・7・8

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、様々な分野でだれもがともに活躍ができるように環境の整備を進めます。

目標3 だれもが安心して暮らせる社会の実現

○施策の方向9・10・11

男女共同参画の基盤である人権の尊重と健康支援を図り、困難を抱える人を支援し、多様性を活かした共生社会を進めます。

プランの推進体制

本市の男女共同参画を推進するため、推進体制を整備し、市民との連携を図っていきます。

2. プランの性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び太宰府市男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画です。

国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」並びに関連する個別計画との整合性を図りながら策定した、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための指針となるものです。

なお、目標2の施策の方向4から7は、「女性活躍推進法」に規定する市町村計画を、また、目標3の施策の方向9は「配偶者暴力防止法」に規定する市町村計画を兼ねるものとします。

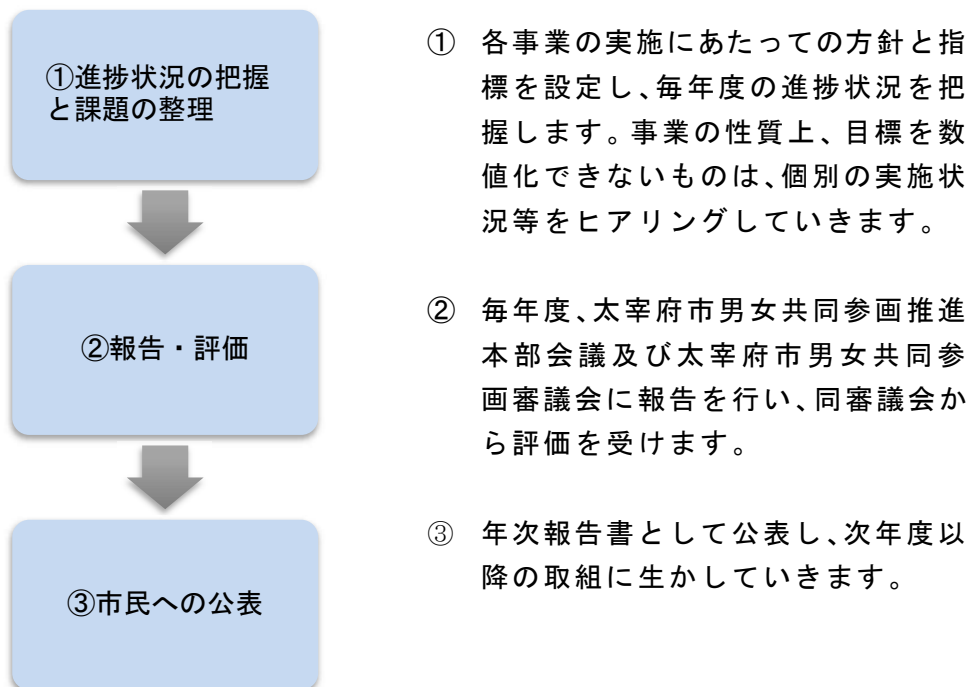
3. プランの期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

但し、社会情勢等の変化により見直す場合もあります。

4. プランの進捗管理

計画の達成度を測るため、事業の進捗状況と課題を整理し、効果的な推進につなげます。



第4章 プランの施策の方向と事業の内容

プランの体系

目標	SDGs ※3	施策の方向	施策
1 に男女共同参画の啓発・社会教育	  	1 男女共同参画の視点に立った意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮
		2 男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実	①学校等における男女共同参画の推進 ②家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進
		3 男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進	①男性へのアプローチ ②若者世代へのアプローチ
2 活躍できる分野でだれもがともに	 	4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ※1	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④政策への参画機会の拡大 ⑤政治分野における男女共同参画の推進
		5 雇用の分野における女性の活躍推進 ※1	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援
		6 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※1	①市職員の職場環境の整備と取組支援 ②ワーク・ライフ・バランスの理解促進
		7 仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援 ※1	①ひとり親家庭への支援 ②子育てへの支援 ③介護への支援
		8 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野における男女共同参画の推進
3 暮らせる社会の実現	 	9 配偶者等からの暴力の根絶 ※2	①配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進 ②DV相談体制の充実 ③被害者の保護と自立支援体制の充実 ④女性が被害を受けやすい犯罪への対応
		10 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産への支援 ②健康課題への支援 ③心身の健康増進への取組
		11 共生社会への推進	①多様な立場の人々への理解促進 ②生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる支援
プランの推進体制			①推進体制の整備・強化 ②市民との連携

※1 目標2の施策の方向4～7は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。
 ※2 目標3の施策の方向9は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する市町村計画を兼ねる。
 ※3 計画の各目標に関連するSDGsのアイコンを示している。

目標 1 男女共同参画社会実現に向けての啓発・教育

男女共同参画社会を形成していく上では、だれもが社会の対等な構成員となり、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることが必要です。

令和3年度に実施した市民意識調査の結果によると、社会全体で見た場合の男女の地位について、「平等になっている」と回答した割合は10.9%にとどまり、平成24年度の調査結果より減少しています。特に政治の場や社会通念・慣習・しきたりなどでは、「男性の方が優遇されている」という回答の割合が高くなっており、多くの市民が不平等感を感じていることがうかがえます。

一方で「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合は増えており、意識の変化がみられます。今後も様々な年代に向けてアプローチを続けていきます。

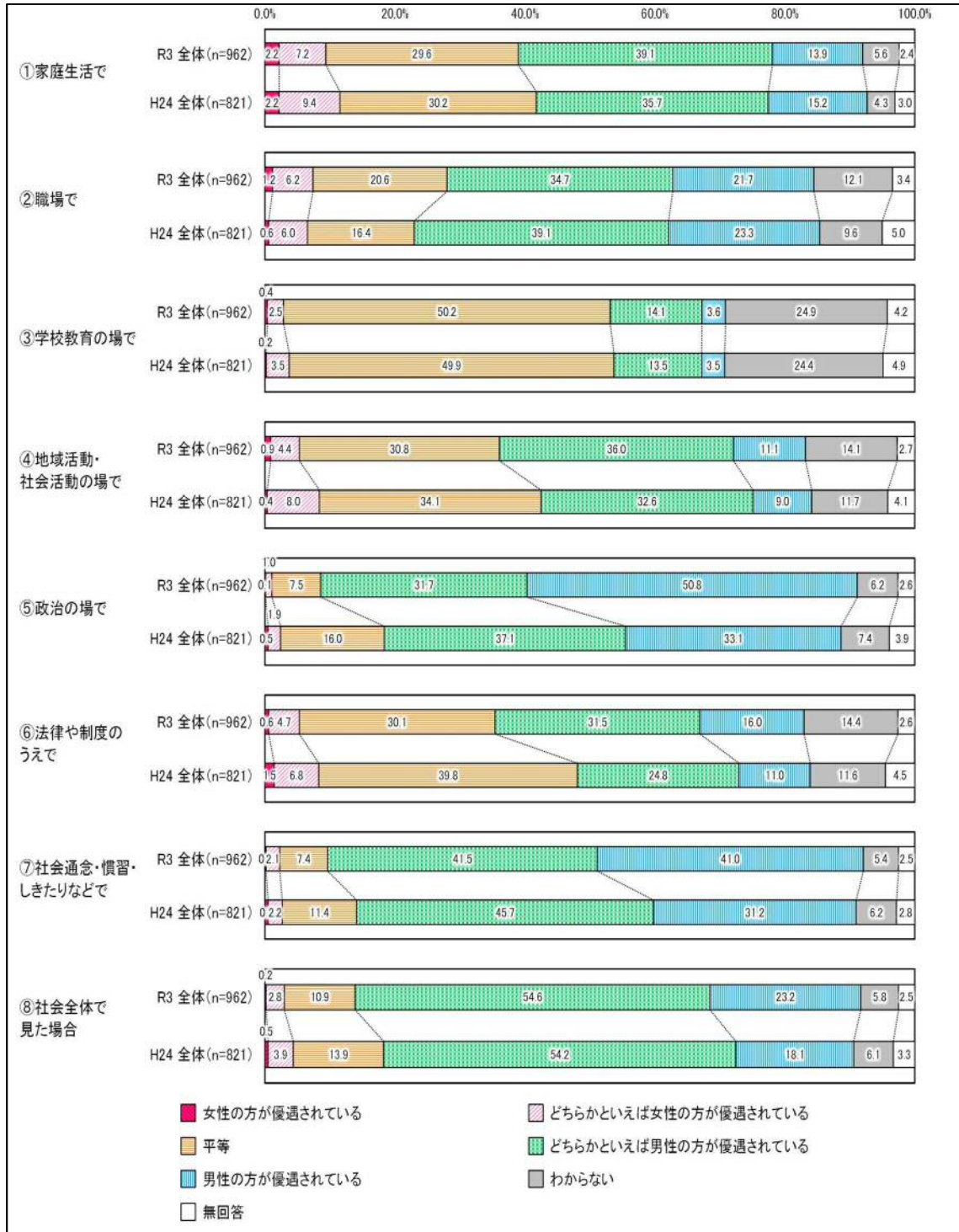
成果指標

目標 1	指標	令和9年度 目標	令和3年度 意識調査	平成24年度 意識調査
1	社会全体で見た場合 男女の地位について 「平等になっている」 と知っている市民の 割合	40.0%	10.9%	13.9%
2	「男は仕事、女は家 庭」という固定的な性 別役割分担意識を持 たない市民の割合	70.0%	59.5%	42.6%

※指標1、2：「男女共同参画に関する市民意識調査の結果」より。

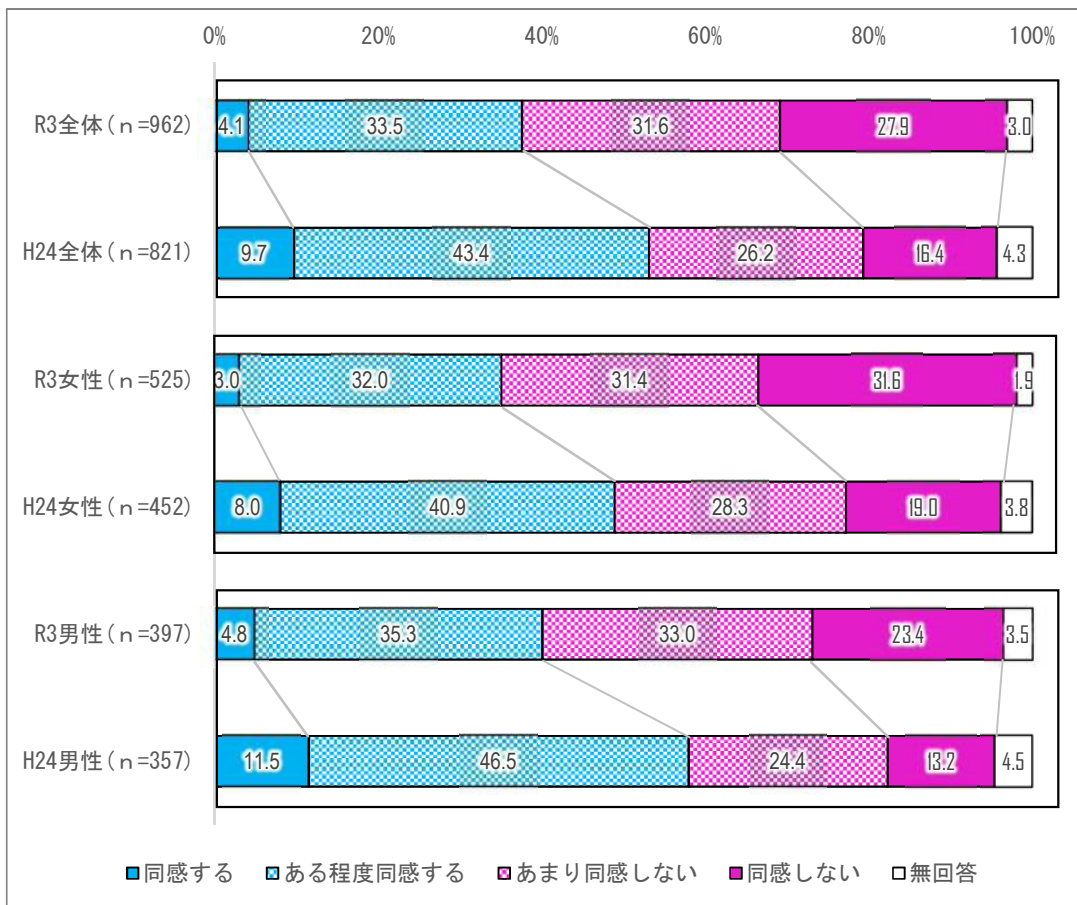
●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

問 あなたは次にあげる8つの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの分野について、あなたの気持ちに近いものを選んでください。



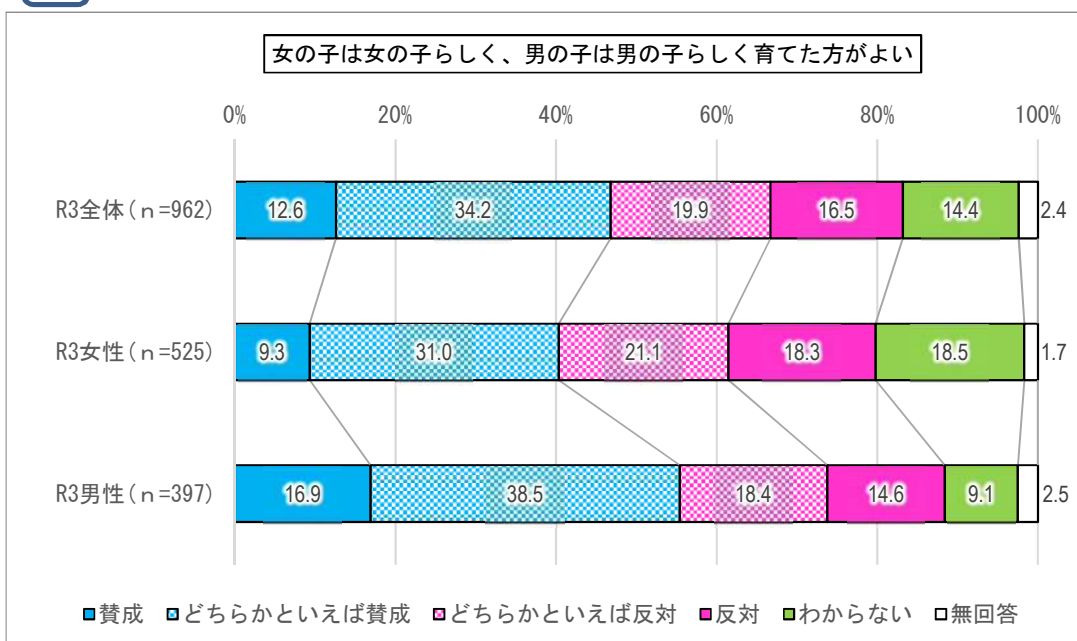
問

「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなた自身の気持ちとしては、この考え方にどの程度同感しますか。



問

あなたは、子どもの育て方について、どのような考えをお持ちですか。



施策の方向 1

男女共同参画の視点に立った意識の改革

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる公正で多様性に富んだ社会づくりが求められています。様々な場面で固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消していくために、積極的かつ継続的な広報・啓発活動や情報提供を行い意識の改革を進めていきます。

① 意識啓発の推進

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	広報紙やホームページ等による啓発の推進	広報紙やホームページ等に男女共同参画に関する内容を掲載し、意識変化につながる啓発を進めます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 社会教育課
2	男女共同参画推進啓発行事の実施	フォーラムや講演会、パネル展、街頭啓発等を実施し、男女共同参画への市民の理解を広めます。	継続	人権政策課

② 情報の提供

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
3	男女共同参画関連情報の提供	男女共同参画に関する取組、法令等を分かりやすく解説するとともに市内外の情報を積極的に紹介します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
4	男女共同参画関連図書の提供	男女共同参画週間や関連する事業と連携し、男女共同参画関連の図書や資料を広く収集・整備・提供することにより意識の向上を図ります。	継続	文化学習課 (市民図書館) 人権政策課 (ルミナス)
5	まちづくり市民意識調査の実施	男女共同参画の推進に係る設問を設定し、分析、公表を行います。	継続	経営企画課

③ 行政広報・出版物の表現に関する配慮

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
6	社会的性別（ジェンダー）にとられない表現の使用	広報紙・ホームページ・出版物の作成にあたっては、「男女共同参画の表現ガイドライン（平成24年人権政策課作成）」を活用し、社会的性別（ジェンダー）にとられない表現や固定的な性別役割分担に基づく表現にならないよう徹底します。	継続	全課

施策の方向2

男女共同参画の理解を促進する教育・学習の充実

幼少期から培われる意識形成は非常に重要であることから、子どもの成長過程における保育や学校教育の中で、男女共同参画の視点に立った取組を推進していきます。また、教職員や保護者などが子どもに与える影響は大きく、保育、教育現場や家庭教育、社会教育の場においても男女共同参画の理念を理解する学習の機会を充実させていきます。

① 学校等における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
7	男女共同参画社会を実現する保育や教育の実施	就学前、小学校、中学校における発達段階に応じ男女共同参画の視点に基づいた保育、教育を推進します。特に義務教育課程においては、教育基本法の精神に則り、児童生徒の発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に向けて、各教科・領域等の教育活動を推進します。	継続	ごじょう保育所 学校教育課

8	進路指導・キャリア教育の充実	固定的性別役割分担意識にとらわれずに目的意識をもち、主体的に進路を考える力を育成するための進路指導・キャリア教育を行います。	継続	学校教育課
9	私立保育所・幼稚園への理解促進	男女共同参画の視点から個性と能力を発揮できる保育や教育を進めるよう、私立保育所・幼稚園に働きかけます。	継続	保育児童課
10	学校教育における理解促進	男女平等教育の視点から個性と能力を発揮できる教育を進めるよう、校長会、市内の高校、大学に向けて男女共同参画の情報を提供し、理解の促進を図ります。また、教育に携わる教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	継続	人権政策課 学校教育課
11	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、だれもが互いを尊重する教育を推進します。	継続	学校教育課

② 家庭・社会教育の場における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
12	男女共同参画に関する講座等の実施	だれもが共に生きやすい社会の創造に向けて、子育て支援や、女性の就労支援及び男女平等意識の高揚を目指す各種講座等学習機会を充実します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

13	保護者への家庭教育支援	保育所での家庭教育に関する相談に対し、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない視点から助言します。 市PTA連合会や家庭教育学級をとおして、家庭教育に関する学習機会を提供していきます。	継続	ごじょう保育所 社会教育課
14	行政出前講座や講師派遣による学習機会の提供と支援	市民や各団体等が実施する学習会に出前講座や講師派遣により取組を支援します。	継続	人権政策課
15	各団体・ボランティア等への啓発の実施	各団体やボランティア等の活動において、必要に応じて男女共同参画の視点から助言、指導を行います。	継続	関係課

施策の方向3

男性・若者世代にとっての男女共同参画の推進

時代の変化とともに、家庭生活における男性の役割も増加しています。男性が家事や育児・介護により積極的に関わっていくためのアプローチを行います。また、未来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、将来の働き方や生き方について真剣に考え、ライフプランを描けるよう働きかけます。

① 男性へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
16	男性の家事、育児、介護等に関する事業の実施	男性が主体的に家事、育児、介護に関わることの大切さや意義を啓発し、事業を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 子育て支援課 元気づくり課

② 若者世代へのアプローチ

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
17	若者世代への男女共同参画に関する理解促進	将来を担う若者世代が男女共同参画の意義を理解し、ライフプランを考えられるような理解の促進を図ります。	継続	人権政策課 国際・交流課

目標 2 あらゆる分野でだれもがともに活躍できる環境づくり

意思形成過程への女性の参画は、多様な視点を生み、バランスのとれた政策形成につながります。そのためにも職場や地域などあらゆる場面で女性を積極的に登用するとともに参画の機会を増やし、建設的な意見を交換することが必要です。

性別を問わず、仕事と家事・育児・介護などのケアワークとの調和がとれた生活を送ることが、だれもがいきいきと輝く社会の実現に不可欠です。結婚や出産、介護などで離職する女性が多いことを踏まえ、だれもがともに職業生活と家庭生活の両立を可能にするための各種制度の周知や意識の定着を図るための取組が必要です。本市の管理職における女性の割合は増加傾向にあることから、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に沿った新たな目標のもとで、人材の育成と能力開発を行っていきます。また、男性中心型の労働慣行を見直し、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指します。

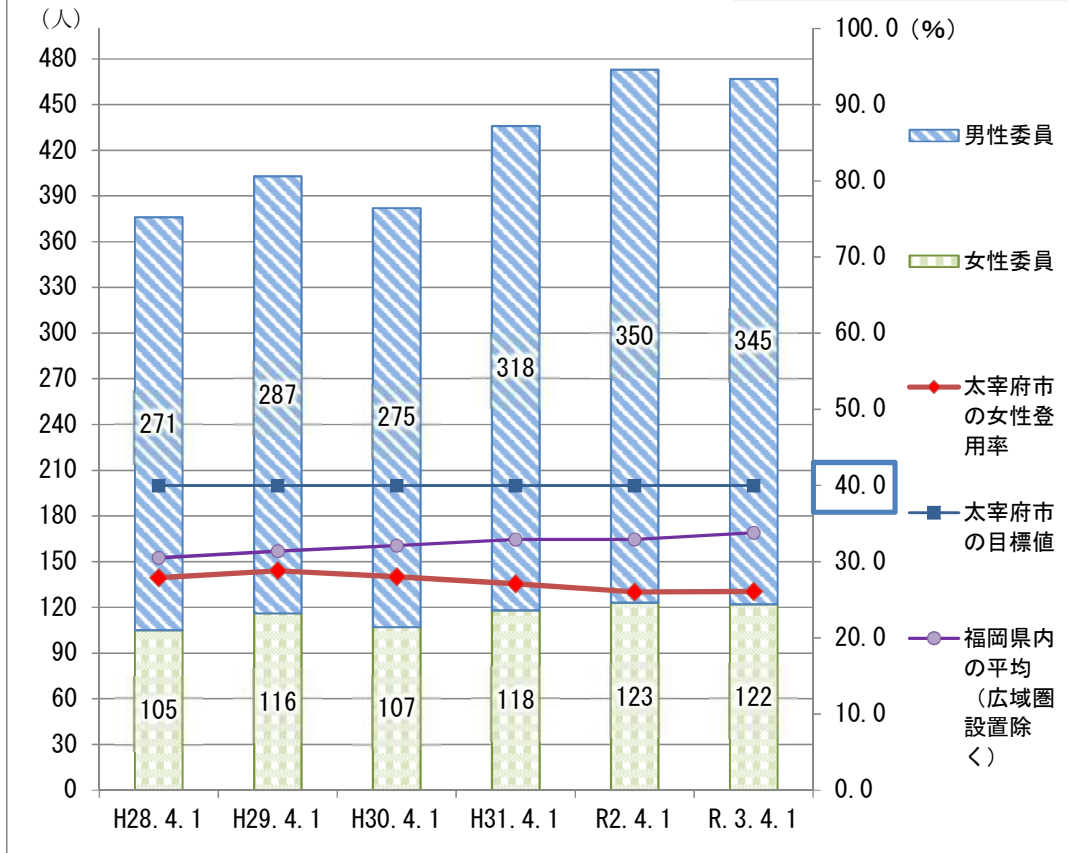
地域においては、多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが必要です。本市の自治会会長の女性の割合は1割に満たないのが現状であり、多様な人の力を活かし地域コミュニティを形成していくことの理解促進を図っていきます。

成果指標

目標 2	指標	令和9年度 目標	令和3年度	平成24年度
1	審議会等における女性委員の登用率	40.0%	26.1%	25.1%
2	市の管理職における女性の割合	20.0%	15.6%	11.4%
3	自治会長における女性の割合	15.0%	6.8%	—

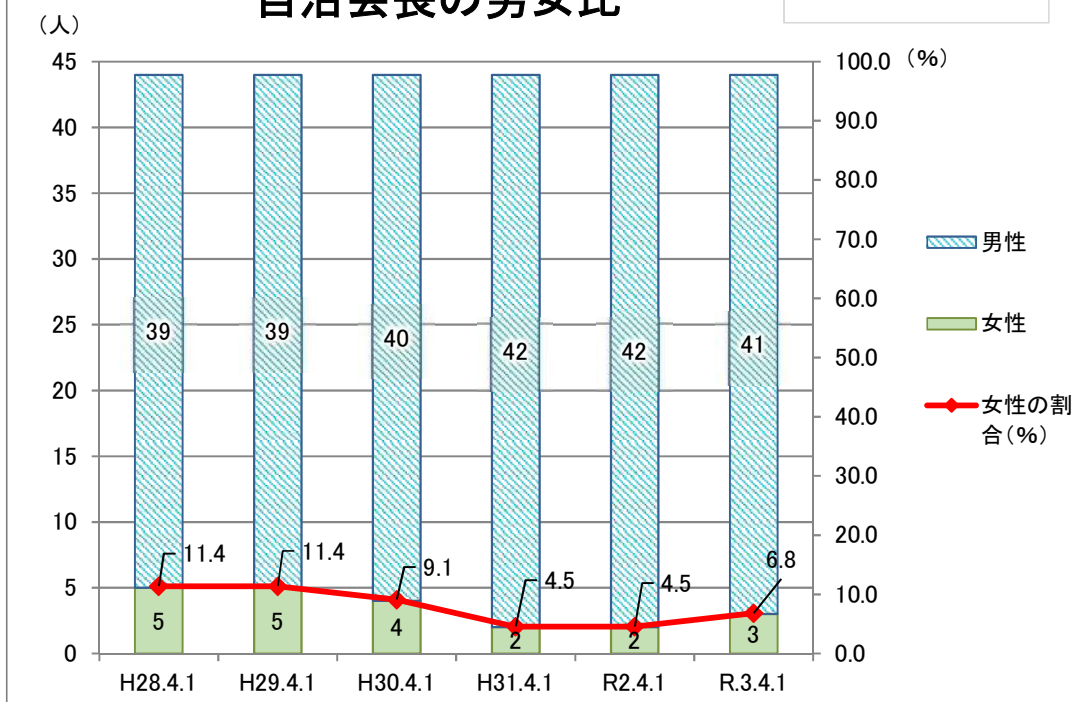
審議会等への女性登用

出典：太宰府市の概要
福岡県男女共同参画白書



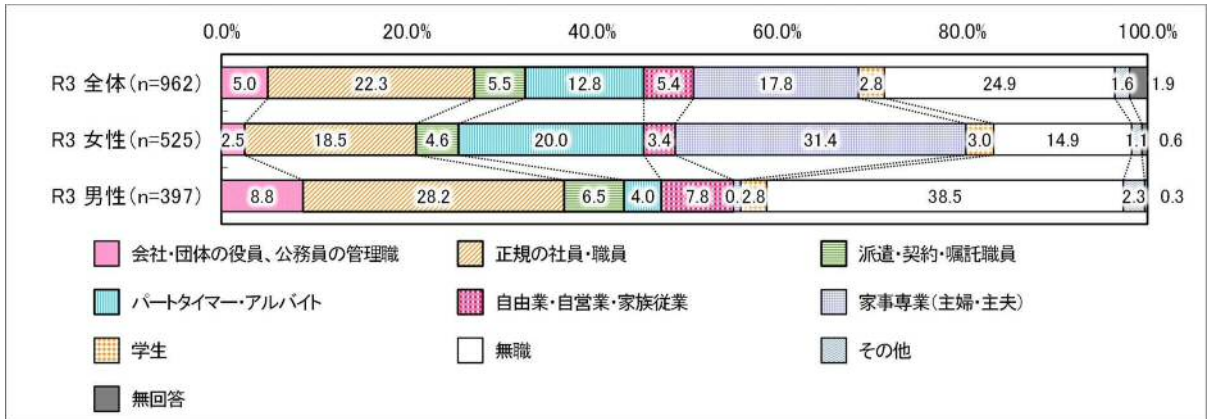
自治会長の男女比

地域コミュニティ課調べ

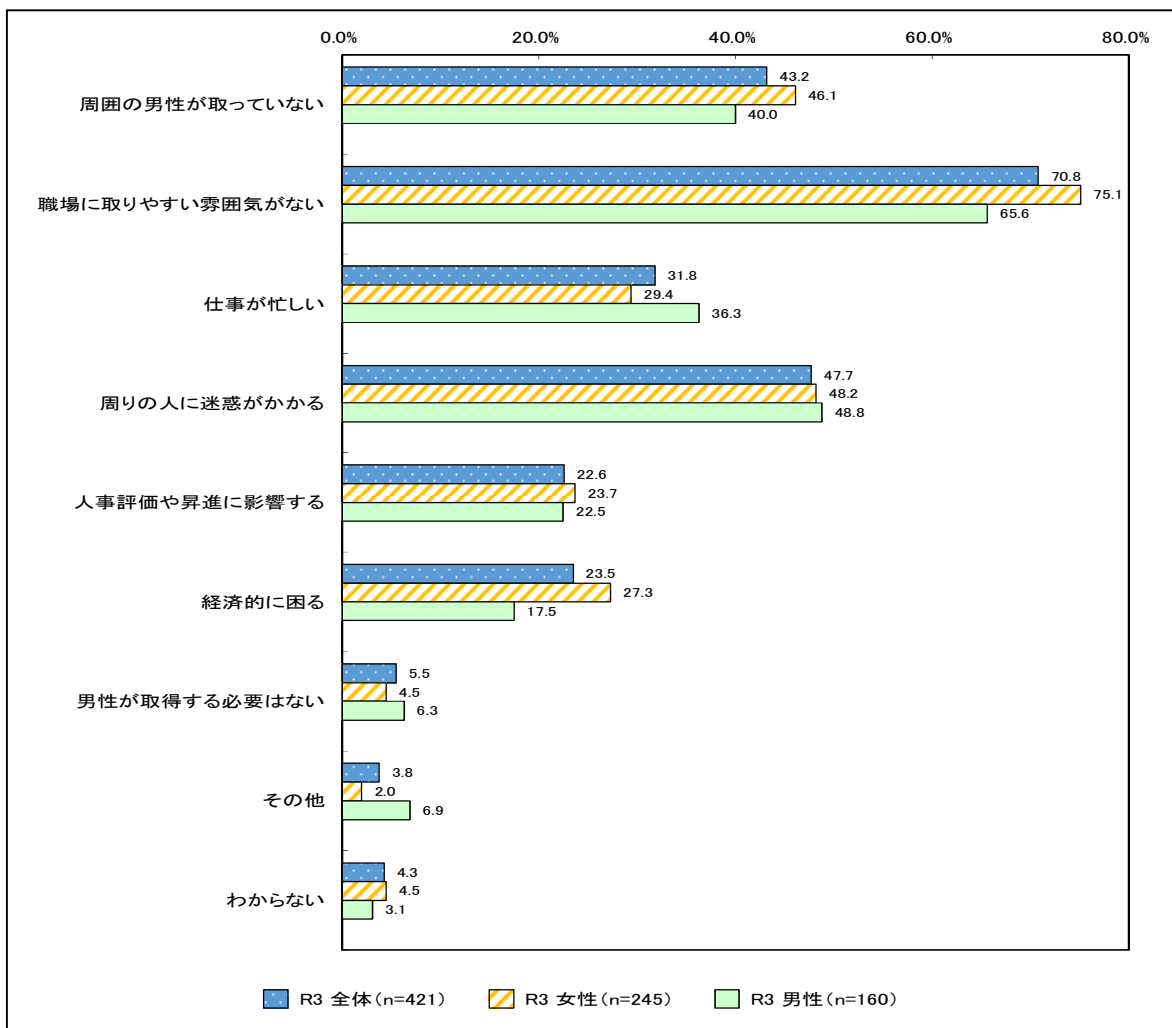


●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

問 あなたの職業は、次のどれに該当しますか。

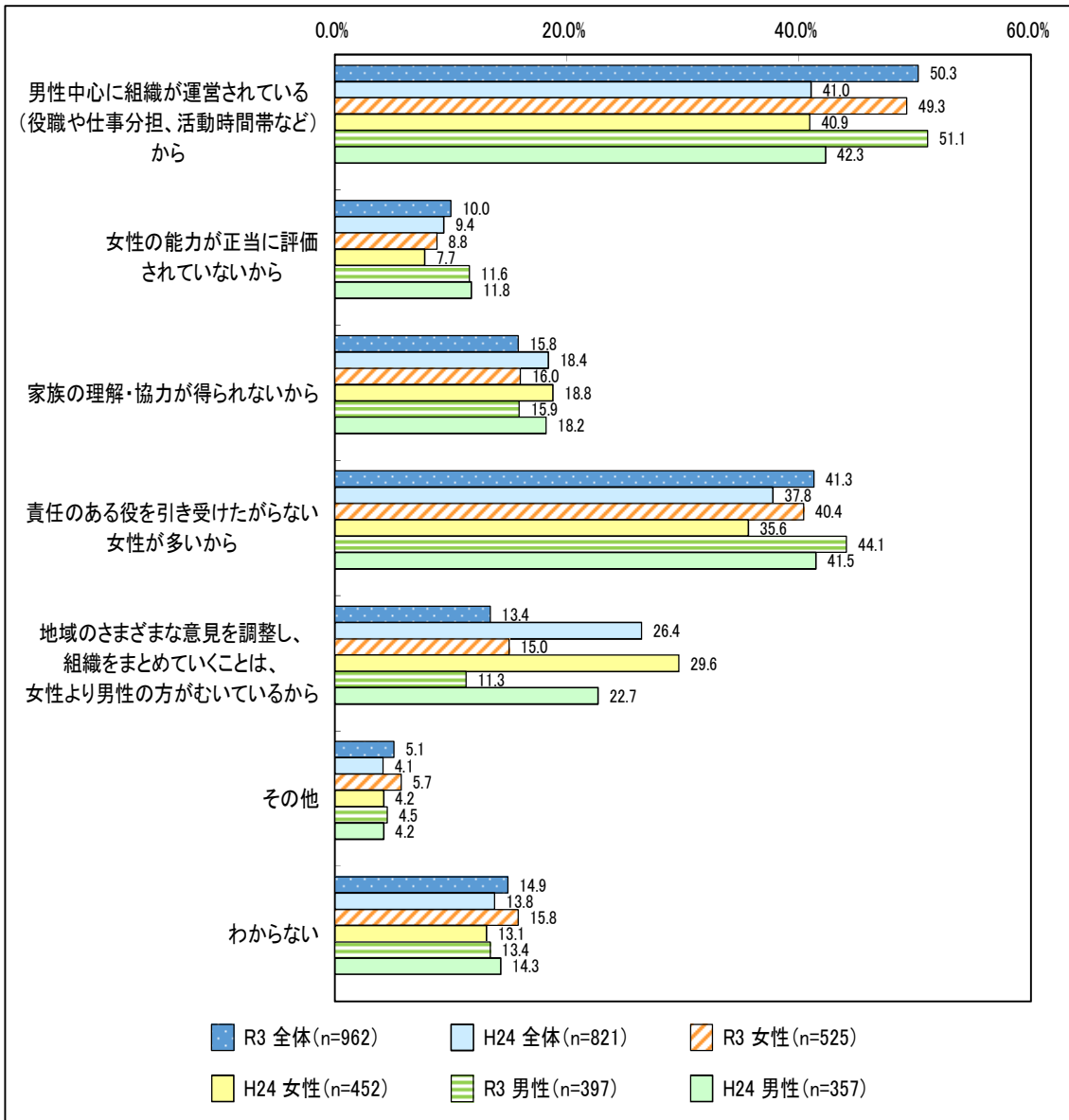


問 あなたは男性が育児休業などを取得しない(できない)理由は何だと思えますか。

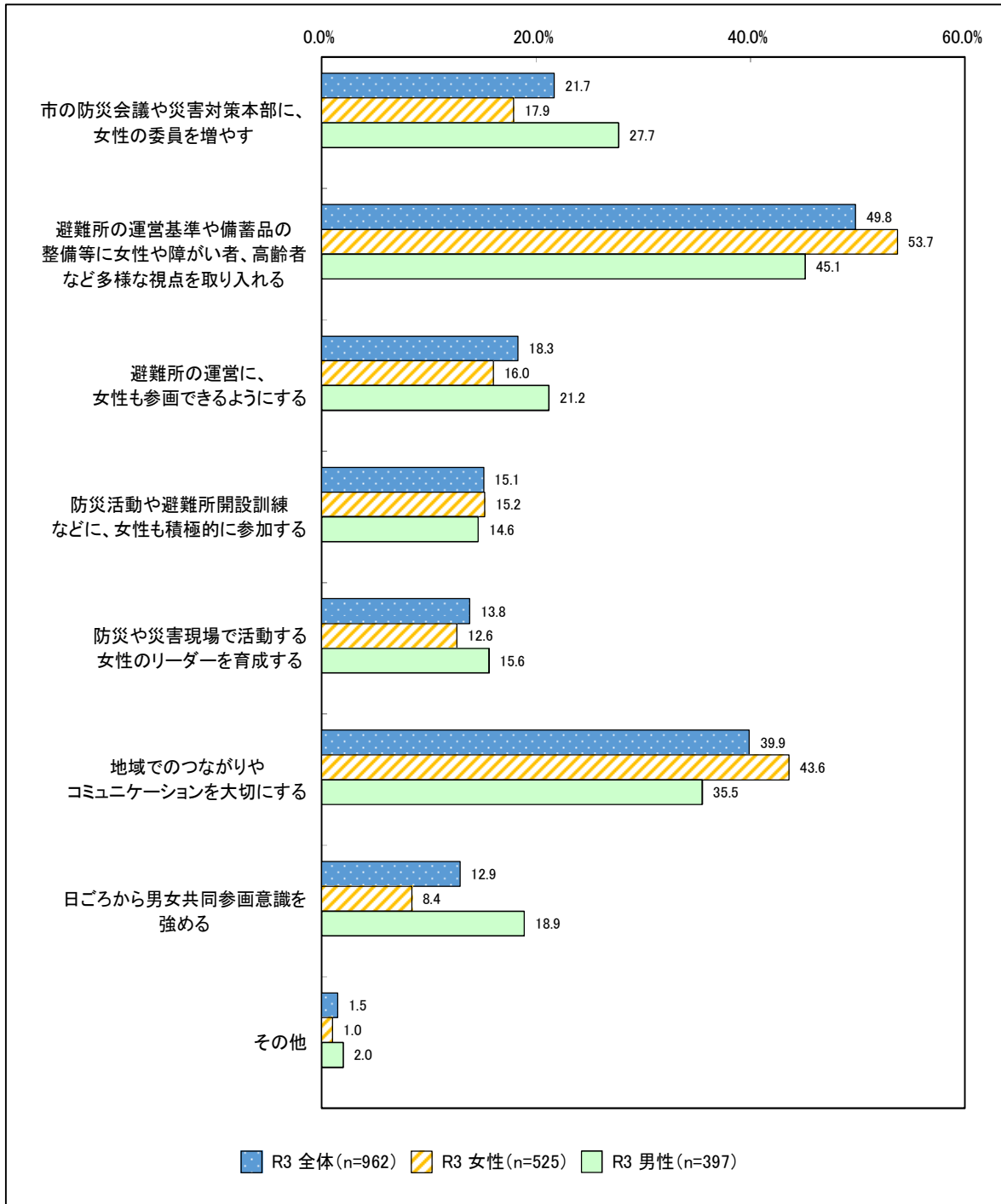


問

女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長などの役職は、まだまだ女性が少ないのが現状です。このように少ない理由は何だと思えますか。



問 多くの自然災害の発生から、防災や減災、災害時の活動に、女性の視点を活かした取組の必要性が高まっています。大規模災害に備えるために、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。



施策の方向 4

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性の参画の拡大を図るには、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会の実現が求められています。

本市の審議会等女性委員の登用率は、本市の目標や福岡県の平均に至っていない状況であり、登用率向上のためには新たな取り組みを行う必要があります。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と連動して市職員の人材育成を継続して行っていきます。

① 市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
18	審議会等の女性登用率向上に向けた取組	女性の意見等を市政に反映させるため、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。女性の登用率向上に向けた施策に取り組みます。	継続	関係課 人権政策課 (取りまとめ)

② 市職員への女性の採用・登用・職域拡大・能力開発の推進

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
19	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進行管理	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップと公表を行います。	継続	総務課
20	女性職員の採用・登用の拡大	多様な人材を確保し、男女が対等に能力を発揮できる人材育成を進め、性別によらない職場配置を行い、管理監督者への登用を推進します。	継続	総務課
21	職員を対象としたハラスメント防止の徹底	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するための必要な対策を講じます。	継続	総務課

③ 各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
22	外郭団体ほか補助団体への女性登用状況調査の実施と要請	外郭団体や補助団体の役員等への女性の登用について調査を行い、女性登用の要請や推進に努めます。	継続	関係課

④ 政策への参画機会の拡大

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
23	パブリック・コメント手続の実施	市の政策等の企画立案過程における市民参画のため、パブリック・コメント手続を実施します。	継続	関係課

⑤ 政治分野における男女共同参画の推進

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
24	議員を対象とした啓発	男女共同参画に関する研修等の情報提供を行います。	新規	議事課



施策の方向 5

雇用の分野における女性の活躍推進

女性が職業を持つことに対して「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」という意識を持った人の割合が増えています。雇用の分野における女性の活躍を推進するためには、事業所の理解促進と市民への就業支援等両方への働きかけが必要です。労働や休暇等の法制度の周知や能力開発に向けた取組を行っていきます。

① 事業所等における男女共同参画に関する理解促進

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
25	労働や休暇等に関する法制度や労働の場における母性保護、並びにハラスメント防止の周知・啓発	事業主や労働者に男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法など労働関係の法制度や産前産後休暇制度などの母性保護並びにセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止を周知し、雇用の場における啓発を行います。	継続	福祉課 産業振興課
26	働き方に関する事業所への啓発	働く場での女性の活躍推進や男性中心型の労働慣行の解消、男性の育休取得促進など、時代に応じた働き方について、理解促進を図っていきます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
27	男女共同参画に関する事業者等への調査・啓発	市内の事業者及び指定管理者に対し、「男女共同参画推進状況」の調査や、ハラスメント防止等に対する啓発を行います。	継続	人権政策課

② 女性の職業能力開発の支援

N0	事業名	事業内容	方向性	担当課
28	資格・技能・技術取得への支援	資格・技能・技術を得るための情報提供及び取得のための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
29	女性の就業や起業、経営を支援する取組	就業や起業を考えている女性を対象に、必要な知識や情報を提供するセミナーを実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課
30	再就職支援講座の実施	再就職に必要な知識や技術等を習得するための講座を実施します。	継続	人権政策課 (ルミナス)

施策の方向 6

ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き世帯は年々増加しており、夫のみ就業の世帯数を大きく上回っています。男女を問わず働きたい人が仕事を続けていくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要になります。固定的な性別役割分担意識からもたらされる女性への家庭的責任の集中を解消し、だれもが多様な働き方・生き方を選択できるよう事業所だけでなく働き手も含めたすべての人の理解促進を行います。

① 市職員の職場環境の整備と取組支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
31	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を適正に進行管理し、実施状況のフォローアップを行います。	継続	総務課
32	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員が家庭責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、育児や介護のための制度の周知及び取得促進を図ります。	継続	総務課

② ワーク・ライフ・バランスの理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
33	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	市民向けにワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催します。また、事業所に対し理解促進を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス) 産業振興課



施策の方向 7

仕事と生活の両立を可能にする子育て・介護への支援

子育て・介護・看護を理由として離職した人の割合は圧倒的に女性が多くなっています。家事・育児・介護の多くを女性が担っており、仕事の継続を図るために、社会全体で支える仕組みづくりや環境の整備を推進していきます。

① ひとり親家庭への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
34	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当、母子父子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付等制度の周知を図り、支給、給付、貸付によりひとり親家庭の経済的支援及び自立支援を行います。	継続	保育児童課
35	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。	継続	国保年金課

② 子育てへの支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
36	子どもの医療費の助成	子どもの医療費助成により、子どもの健やかな成長と保護者の医療費負担を軽減します。	継続	国保年金課
37	児童手当の支給及び周知	児童手当制度の普及を図り、児童の養育を支援します。	継続	保育児童課
38	親と子の心の健康づくり対策の推進	育児不安等の問題に早期に対応するため、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。	継続	子育て支援課
39	保育所入所待機児童の解消	認可保育所の定員拡大等により入所希望児童の待機解消に努めます。	継続	保育児童課
40	保育サービスの充実	低年齢児、障がい児、病児等保育、延長保育、一時保育等、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園との連携により預かり保育を促進します。	継続	保育児童課

41	子育て世代包括支援センター事業の充実	子育てに関する相談を受けるとともに、つどいの広場・子育てサロン・出前保育・子育て講座を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供します。また、子育てに関する情報提供を行い、子育てサークルや地域子育て支援センターとも連携を図ります。	拡充	子育て支援課
42	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的に、子どもとその家族及び妊産婦に関する支援を一体的に担います。特に要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦の支援強化を図ります。	新規	子育て支援課
43	放課後児童健全育成事業	学童保育所の指導員の育成に努めるとともに保護者のニーズに応じた体制を検討します。	継続	保育児童課
44	公的事業及び学習機会における託児の充実	公的事業や学習会等を行う際、幼児を連れた人も安心して参加できるように、託児の実施を働きかけます。	継続	関係課
45	ファミリー・サポート・センター事業の実施	地域で子育てをサポートする子育て支援ボランティアを育成し、既存のボランティアグループのスキルアップを図ります。	継続	子育て支援課
46	家庭教育学級の充実	親としてのあり方や家庭の役割、子どもとの接し方など、その他幅広い分野についての学習機会を提供します。	拡充	社会教育課

③ 介護への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
47	介護保険制度等の周知と相談体制の充実	介護保険制度等の出前講座の実施や、介護に関する相談体制を充実することで、仕事と家庭の両立を支援します。	拡充	高齢者支援課 介護保険課
48	介護保険サービスの充実	高齢者が介護を要する状態になっても、人としての尊厳を保ち生活できるよう介護保険サービスの充実に努めます。	継続	介護保険課
49	介護予防・生活支援施策の充実	介護予防や生活支援の担い手において、男女の固定的性別役割にとらわれず、各人の個性と能力に応じて参画できるよう福祉施策の充実に図ります。	継続	高齢者支援課

施策の方向 8

地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域において多様化する課題やニーズに対応するには、様々な視点から問題解決ができる人材を確保することが必要です。そのためには地域に残る固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点を持った地域づくりが求められています。

また、災害発生時に女性の視点が組み込まれていなかったことが過去の震災からも明らかになっています。平常時から家庭や職場、地域などで男女共同参画について理解を深め、柔軟な考え方やいろいろな意見を取り入れることができるよう取り組みを進めていきます。

① 地域活動における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
50	自治会への男女共同参画の理解促進	地域における男女共同参画の必要性を伝え、男女平等の意識づくりを行うために、自治会役員等を対象に女性問題を含むあらゆる人権問題研修会や講演会等への参加を積極的に呼びかけます。また、地域活動における性別役割分担意識の解消に向けて啓発を行います。	継続	人権政策課 地域コミュニティ課

51	地域における女性人材の育成	男女が共に男女共同参画の必要性を理解する取組を推進し、地域で活躍する女性人材を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
52	協働のまちづくりの推進	男女共同参画の視点に立った協働のまちづくりの推進を図ります。	継続	地域コミュニティ課
53	ボランティアに関する支援と育成	ボランティア支援センターを通して、ボランティア活動を行う人及び団体を支援するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた育成を行います。	継続	地域コミュニティ課

② 防災分野における男女共同参画の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
54	防災組織等への女性の参画促進	防災・災害復旧体制において男女のニーズの違いを反映するとともに、女性の関わりを積極的に働きかけていきます。	継続	防災安全課
55	女性消防団員の任用	女性消防団員を積極的に任用します。	継続	防災安全課
56	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画	地域防災計画等の施策に男女共同参画の視点を取り入れ、防災現場への女性の参画や地域防災を担う女性の活躍を図ります。	新規	防災安全課

目標 3 だれもが安心して暮らせる社会の実現

配偶者や交際相手に対する暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。暴力に対する認識の向上や、暴力を容認しない社会環境を整備するなど、暴力の根絶を目指した事業に取り組みます。

暴力の被害者が声をあげにくい現状があることから、広報・周知を図り、必要な情報が提供できるよう努めます。また、様々な課題や困難に直面して不安を抱える女性に対し、他の相談機関とも連携を取りながら支援を行っていきます。

配偶者のみならず親子など身近な人からの暴力に対する相談も増えており、相談者のニーズに沿った支援につなげていく必要があります。

また、近い将来、人生 100 年時代が到来すると言われていますが、生涯にわたる健康の実現が安心の基盤となります。男女が互いの身体的性差を理解し、人権を尊重しつつ思いやりを持って生きていくことが重要です。健康に関心を持ち、心身ともに健康を維持していくための様々な事業を進めていきます。

現代においては、自らの性に悩む性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)や高齢者、外国人、障がいがある人など当事者のみならず、その家族や周辺の人を含め、生きづらさや困難を抱える人も増加しています。それぞれの状況に応じた適切な支援のために、正しい理解と支援体制が必要です。

成果指標

目標 3	指標	令和 9 年度 目標	令和 3 年度	平成 24 年度
1	「暴力を受けた経験のある人の内、相談をしなかった人」の割合	40.0%	65.9%	61.3%
2	1の相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」と回答した割合	20.0%	37.6%	28.1%
3	「あらゆる人権が尊重されていると思う人」の割合	83.0%	78.1%	76.8%

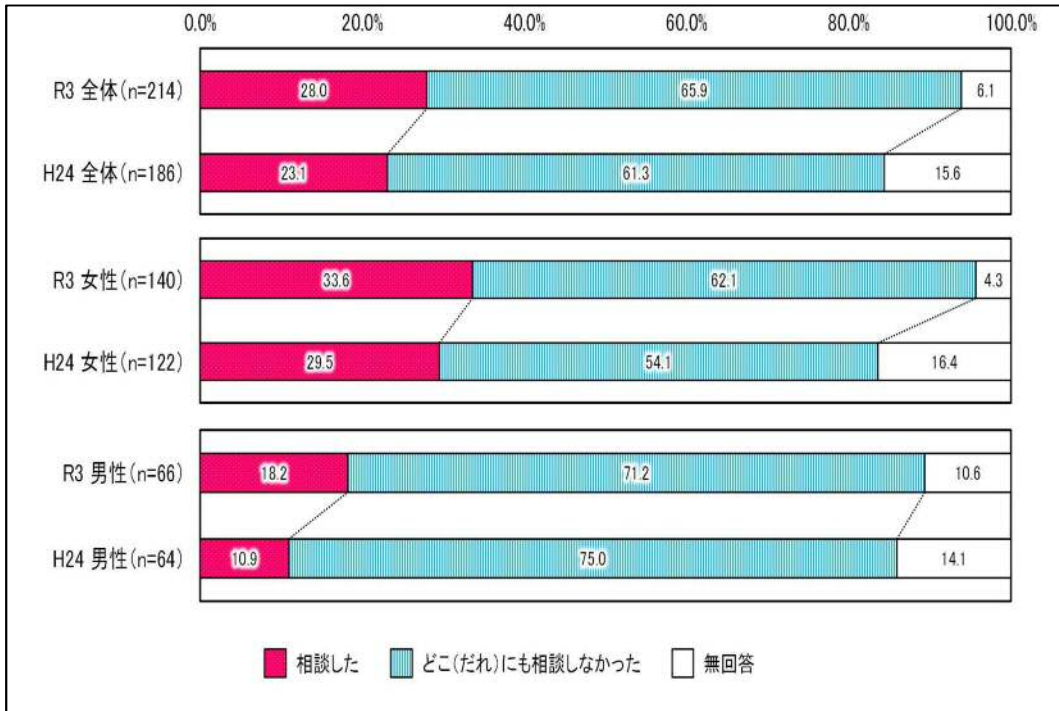
※指標 1、2：「男女共同参画に関する市民意識調査の結果」より。

※指標 3：「まちづくり市民意識調査の結果」より。

●男女共同参画に関する市民意識調査の結果

問

配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む）や、交際相手からDV（身体的・精神的・経済的・社会的・身体的暴力）を経験した場合に、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。

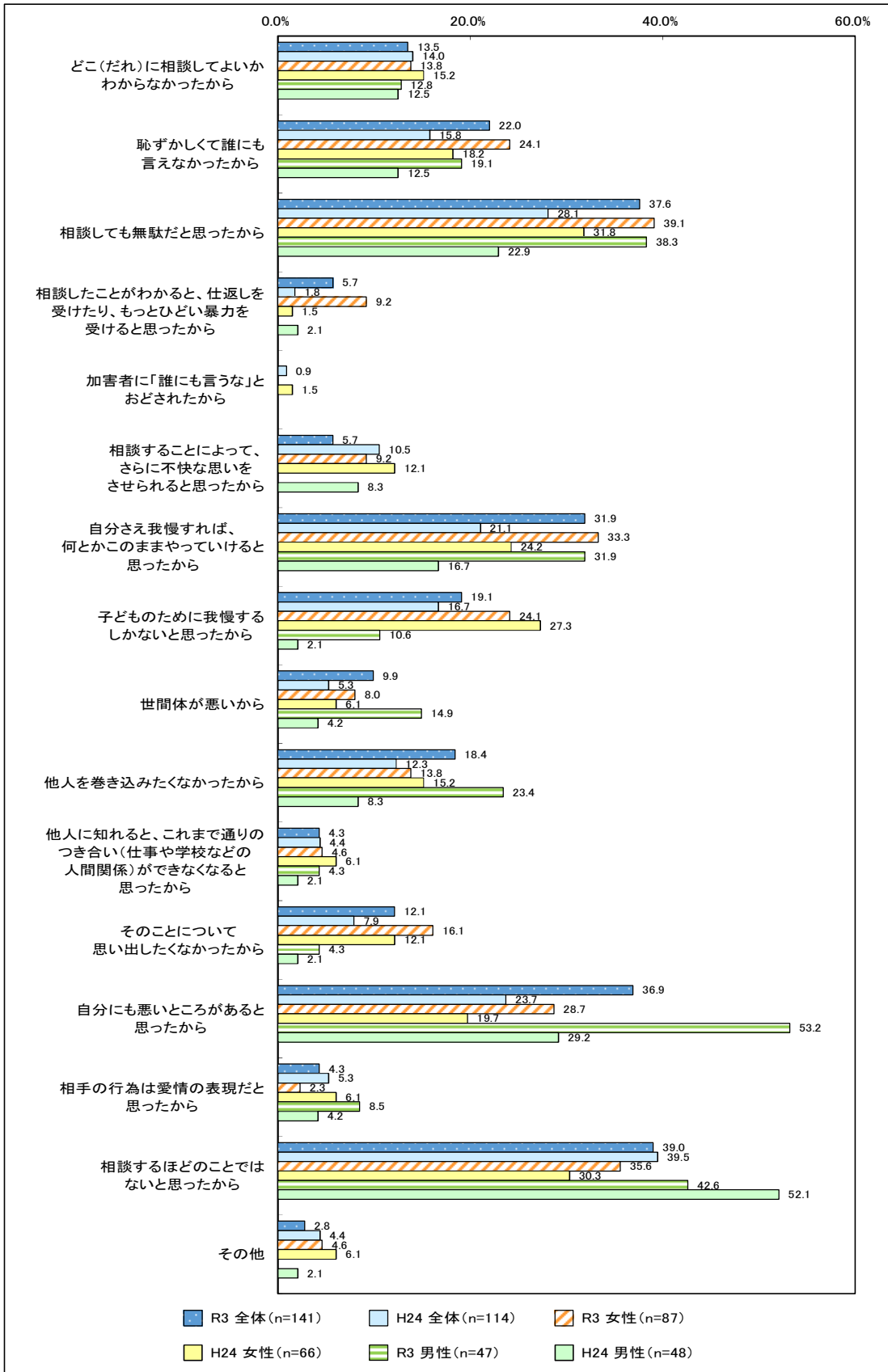


「女性に対する暴力をなくす運動」のパネル展示とシンボルマーク



問

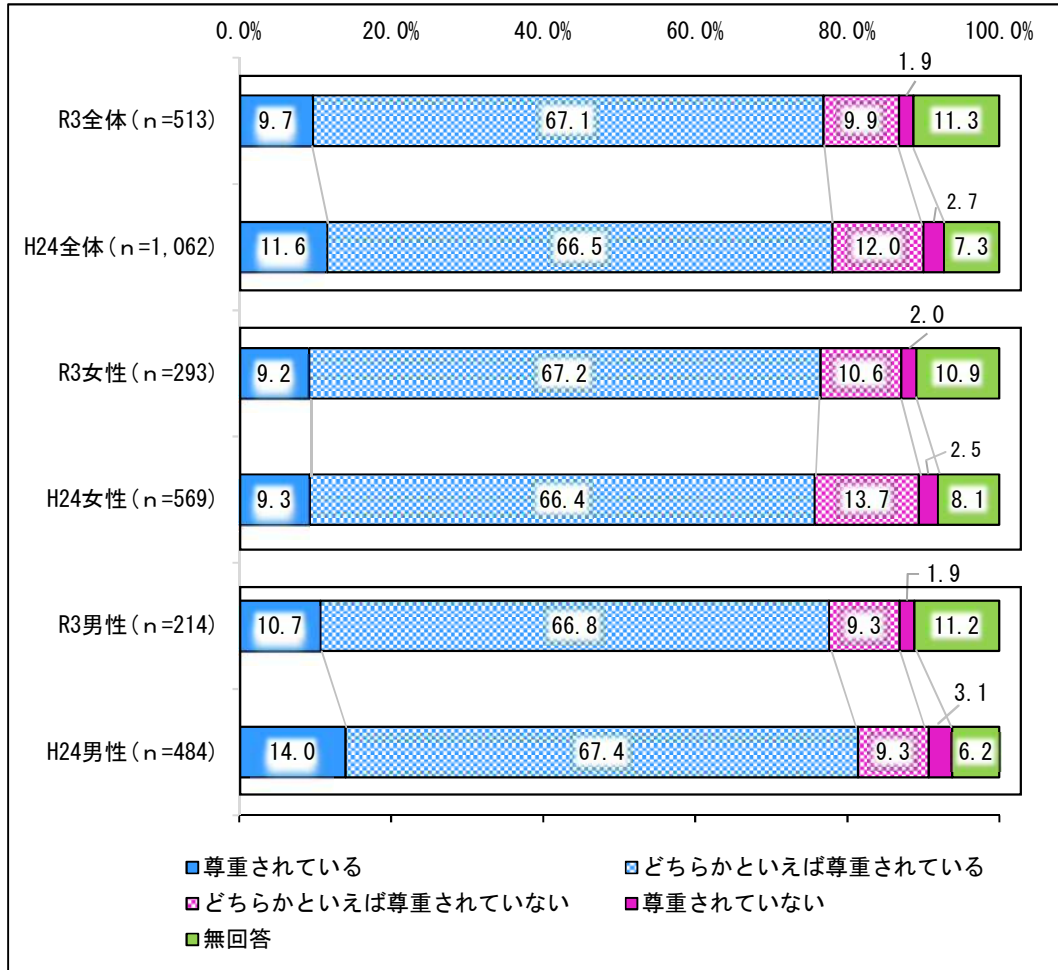
どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。



●まちづくり市民意識調査の結果

問

あなたは今の太宰府市では同和問題をはじめ、あらゆる人権が尊重されていると思いますか。



施策の方向 9

配偶者等からの暴力の根絶

DVの認知度は高くなっているものの、相談に躊躇する現状もあります。配偶者からの暴力においては、面前DVや児童虐待など子どもを巻き込むケースや、高齢者夫婦のケースも増加しています。交際相手間のデートDVは若年化が進んでいることから、幅広い世代への継続した意識啓発の推進や相談体制の充実を図っていきます。

また、性に関する情報が氾濫している現状においては、女性が被害を受けやすいセクシュアル・ハラスメントや「AV出演強要問題・JKビジネス問題」等の課題にも取り組む必要があります。これらの人権侵害を防止するための啓発や、適切な相談機関を周知していきます。

① 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発の推進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
57	暴力防止のための啓発	DVを許さない社会づくりのための意識啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 地域コミュニティ課 社会教育課 子育て支援課 元気づくり課
58	若年層への啓発	デートDV防止のための若年層への啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 学校教育課

② DV相談体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
59	相談窓口の周知と情報提供	市役所での相談体制の充実を図り、必要な支援が届くよう周知に努めます。また各種の相談機関についての情報を提供します。	拡充	人権政策課
60	相談関係職員の研修	相談や業務に携わる職員がDVに関する知識を深め、相談者に寄り添った相談・支援にあたるよう、資質の向上に努めます。	継続	人権政策課(ルミナス)

③ 被害者の保護と支援体制の充実

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
61	DV被害者支援庁内連携会議の実施	関係部署が連携し被害者の支援にあたります。速やかな連携と被害者の個人情報保護を徹底します。	継続	人権政策課
62	DV被害者の保護や支援	各種の相談等を通じたDV被害の早期発見や個人の状況に合わせた保護や支援を適切に行っていきます。	継続	関係課
63	関係機関との連携	福岡県、警察、児童相談所、他自治体、法務局、人権擁護委員等との情報交換を行い、効果的な支援ができるよう連携を図ります。	継続	人権政策課

④ 女性が被害を受けやすい犯罪への対応

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
64	性犯罪やハラスメント等の防止に向けた啓発	性犯罪や性暴力、AV出演強要問題、JKビジネス問題、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発に取り組みます。	継続	人権政策課 (ルミナス) 福祉課 防災安全課 学校教育課
65	専門の相談機関の周知と情報提供	性犯罪被害やセクシュアル・ハラスメント等の専門相談窓口について周知していきます。	継続	人権政策課

施策の方向10

生涯を通じた健康支援

女性も男性もそれぞれの身体的特徴によって、健康上の問題に直面することがあります。特に女性は妊娠や出産、更年期疾患を経験する可能性があることから、正確な知識や情報を得て主体的に選択できるような機会を提供します。

また、各種健診の充実と、スポーツや文化をとおして健康への関心を高めることで生きがいづくりができるよう支援していきます。

① 妊娠・出産への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
66	母性保護の啓発	妊婦やその家族への母性保護知識の周知、啓発を行います。	継続	子育て支援課
67	妊婦健康診査と相談の実施	「妊婦健康診査補助券」を交付し、妊婦健診の助成、保健指導相談等による健康支援を図ります。	継続	子育て支援課

② 健康課題への支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
68	特定健康診査・特定保健指導の実施	国民健康保険加入者の特定健康診査、保健指導を行います。	継続	国保年金課 元気づくり課

69	がん検診の啓発と普及	乳がん・子宮頸がん検診を行うとともに、検診の啓発と普及に努めます。その他のがん検診も、受診を推奨します。	継続	元気づくり課
----	------------	--	----	--------

③ 心身の健康増進への取組

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
70	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発	性と生殖を含む健康に関する自己決定を基本的人権と捉え、広く市民に浸透するよう啓発を行います。	継続	人権政策課 子育て支援課 学校教育課
71	こころの健康支援	だれもが抱える心の悩みを解消し、自殺予防を図るため、精神科医師や保健師による相談を行います。	継続	元気づくり課
72	スポーツや文化をとおした心身の健康支援	健康増進の観点から、スポーツや文化に親しみ、心身の健康づくりの機会を提供します。 スポーツに関しては、相手の尊重やチームワーク、フェアプレーの精神といったスポーツの持つ力を用いて、勝敗を競うことに限定せず、健康増進や楽しむことを目的とした身体活動を含め、支援者や指導者向けの研修会や講習会の周知・充実を図ります。	継続	スポーツ課 文化学習課

施策の方向 1 1

共生社会への推進

多様な人が共生していくためには、それぞれの人の立場に立った理解と安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。生活困窮者や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者の人等が個別に抱える人権課題と性別による課題を包括して理解し、重複して困難な状況を抱えた人を支援していきます。

① 多様な立場の人々への理解促進

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
73	障がい者や高齢者、外国人、性的少数者等への人権課題に対する理解の促進	多様な立場の人々が抱える様々な課題について理解を促進する学習の機会を提供します。	継続	福祉課 社会教育課 人権政策課 (ルミナス) 国際・交流課 学校教育課

② 生活上の困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
74	生活困窮者への支援	生活困窮の状態を回復させ、自立した生活を支援するための相談支援を行います。	継続	人権政策課 生活支援課
75	高齢者への支援	認知症や虐待を受けた高齢者への相談を受け、状況に応じ、介護保険サービスの支援や保護による安全確保など関係機関へつなげます。 また、社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、高齢者の財産管理や社会参加に対する支援を行います。	継続	高齢者支援課 福祉課
76	障がい者への自立支援	障害者差別解消法に基づき、障がい者への配慮と社会参加の支援を行います。	継続	福祉課
77	外国人市民に対する支援	外国人市民のDV被害支援やその他生活支援のための取組を行います。	継続	人権政策課 国際・交流課
78	避難行動にかかる支援	災害時に自力で避難が困難な避難行動要支援者について、平常時から避難支援等関係者へ名簿を提供することへの同意を得る取組を行います。	新規	防災安全課

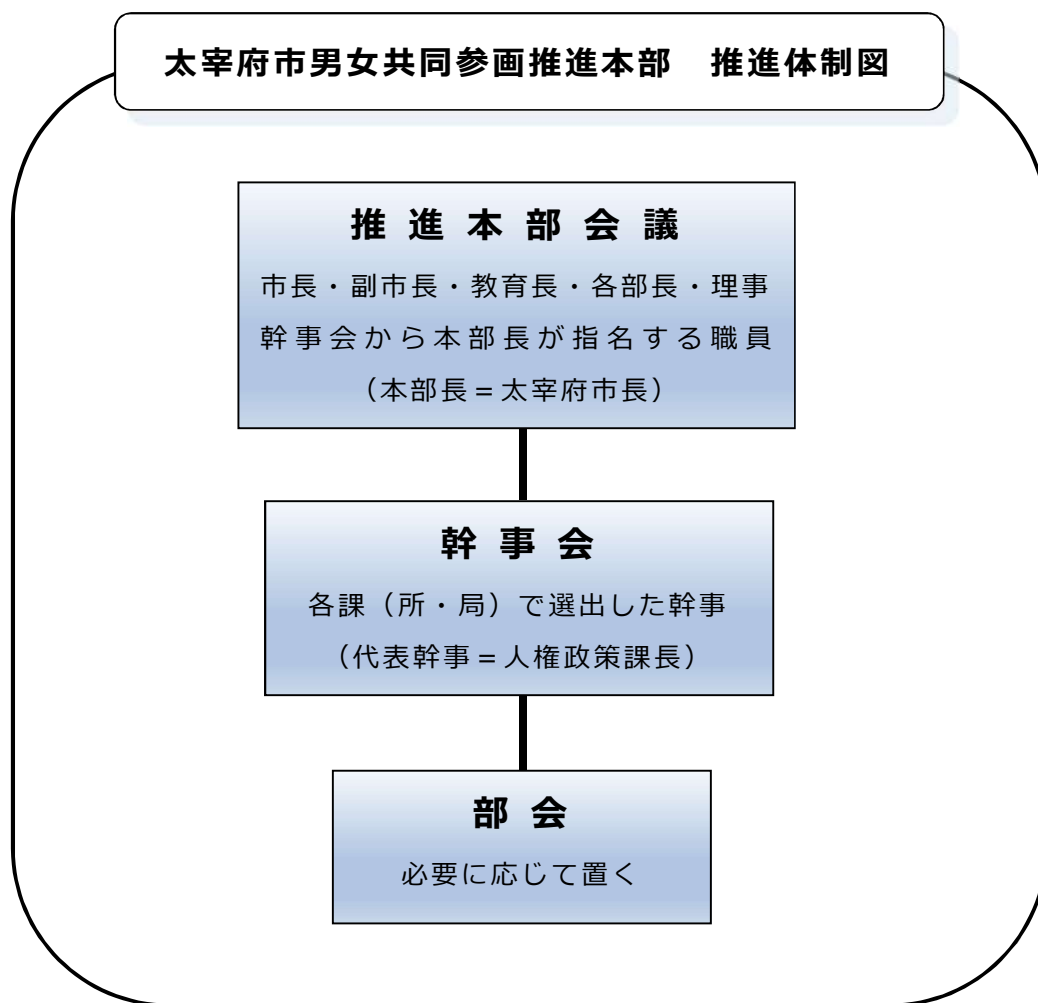
プランの推進体制

本市では、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させていくため、市長を本部長とする「太宰府市男女共同参画推進本部」を設置し総合的に取組を進めています。この推進本部を核として、広範囲に渡る取組を確実に実行していくため、庁内の各分野が一体となり実効力ある施策を展開するほか、国や県などの関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。

男女共同参画行政に関しては、識見者や市民等で構成する「太宰府市男女共同参画審議会」に諮り幅広く審議され、その提言等を施策へ反映させていくほか、男女共同参画プランの進捗状況を評価し市民に公表していきます。

なお、男女共同参画に関わる施策の苦情処理や人権侵害救済を図るため「太宰府市男女共同参画推進委員」を設置しています。

また、本市の男女共同参画の拠点施設として、男女共同参画推進センタールミナスの事業内容を検証し、市民が男女共同参画を学習するための情報発信や講座内容の充実を図っていくとともに、自主的な活動を支援し、関係団体とも協働、協力して、自ら参画し活躍する市民リーダーの育成を図っていきます。



① 推進体制の整備・強化

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
79	男女共同参画推進本部体制の充実・強化	男女共同参画推進本部の「推進本部会議」「幹事会」の体制を充実・強化し、男女共同参画社会形成のための施策の総合的・効果的な推進を図ります。	継続	人権政策課
80	男女共同参画審議会の機能発揮	男女共同参画プランの進捗状況について審議会に報告し、審議会の調査・審議により政策提言を受けていきます。	継続	人権政策課
81	男女共同参画プランの進行管理	男女共同参画プランに基づいて、その進捗状況をまとめ、公表します。	継続	人権政策課
82	男女共同参画推進センタールミナスの機能発揮	指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、センターの事業内容の評価検証を行い、事業内容の充実を図ります。	継続	人権政策課 (ルミナス)
83	市職員の男女共同参画意識の向上	男女共同参画の視点にたった行政の推進を図るため職員研修を行います。	継続	人権政策課

② 市民との連携

NO	事業名	事業内容	方向性	担当課
84	苦情処理及び人権救済の申出制度の周知	男女共同参画推進委員による苦情処理及び人権救済制度の周知を図り、活用につなげます。	継続	人権政策課
85	ルミナスを拠点とした市民リーダー及び団体の育成	ルミナス登録団体への加入を促進し、活動を支援しながら、男女共同参画を目指す人材、団体を育成します。	継続	人権政策課 (ルミナス)
86	関係団体との連携	子ども、高齢者、障がい者等の関係団体に対し、男女共同参画に関連する研修や学習機会を提供し、共に男女共同参画を考えていきます。	継続	関係課

資料

用語解説

(50音順)

	用語	解説
い	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」 平成 29 年改正により育児休業期間の延長や介護休業の分割取得が可能となった。
え	A V 出演強要問題	若年層の女性が、契約後、アダルトビデオに出演すると分かり断ろうとしても、高額な違約金、親族にばらすなど言われ、本人の意に反して出演を強要される事例のこと。
	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。
	協働	まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むこと。
こ	子育て世代包括支援センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する施設。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。また、時代や慣習によって「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」と固定的観念や偏見に基づいてつくられた性差のことをジェンダーバイアス（刷り込まれた社会的性差）ともいう。
し	J K ビジネス問題	女子高生（JK）などに、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるなど、若年層の性を売り物とする営業のこと。

	用語	解説
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律。平成 26 年には法律の有効期限が 10 年間延長された。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 101 人以上）は行動計画が義務づけられている。
し	持続可能な開発目標（SDGs）	2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
	児童手当	児童を養育している保護者に児童手当を支給することで、家庭等での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とした手当。
	児童扶養手当	父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、支給する手当。ひとり親家庭等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的としている。
	社会的性別 （ジェンダー）	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）と区別して用いられる。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成 28 年 4 月 1 日施行。障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めており、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会をめざしている。

	用語	解説
	女子差別撤廃条約	正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定している。昭和 54（1979）年 12 月、第 34 回国連総会において日本を含む 130 カ国の賛成によって採択され、昭和 56（1981）年に発効。日本は昭和 55（1980）年 7 月に署名、昭和 60（1985）年に批准した。
	女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成 27 年に成立、平成 28 年 4 月 1 日施行。国、地方公共団体、一定の企業（従業員 301 人以上）は行動計画が義務づけられている。地方公共団体には実施状況のフォローアップと公表、職業選択に資する情報の公表も義務づけられている。
せ	性的少数者 (セクシュアル・マイノリティ)	性的指向や性自認に関するマイノリティのこと。同性愛者（Lesbian/Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をまとめた「LGBT」は、性的少数者を代表する言葉。最近では、性的指向や性自認が定まっていない人、またはあえて定めていない人（Questioning）、異性愛でも同性愛でもないセクシャル/ジェンダーマイノリティの総称（Queer）を加えて「LGBTQ」や、性はとても多様であることを表す「+」を加えて LGBTQ+ と表現することが一般的になっている。これらは個人の趣味や一過性のものでなく、本人の意思で変えられるものではない。
	性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	1994（平成 6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く論議されている。

	用語	解説
	セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)	男女雇用機会均等法における職場におけるセクハラとは、労働者の意に反して性的な言動が行われ、拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなり、就業上支障が生じること。男性も女性も加害者、被害者になり得る問題で、同性に対するものも該当する。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行された。
た	男女共同参画週間	内閣府が、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」として設けている。
	男女共同参画の表現ガイドライン	公文書や広報、ホームページ、パンフレット、ポスター、チラシ、窓口、電話対応等、市からの情報発信において、男女共同参画の視点からより適切な表現を考えるための指針。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 平成 28 年 3 月に男女雇用機会均等法を改正する法律等が公布され、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設された。
ち	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるための機関。

	用語	解説
て	DV (ドメスティック・バイオレンス)	本プランでは、配偶者（元配偶者、事実婚も含む）や交際相手からの暴力のことをさす。身体的暴力の他、心無い言動等による精神的暴力、性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに悪口を吹き込むなど子どもを利用した暴力などがある。家庭内で起こることから潜在化しやすい面がある。
	デートDV	結婚していない交際相手からの暴力のこと。若年層の間でも起きている。構造的には配偶者間でのDVと同じで、相手を尊重せず、自分の考えや価値観を一方的に押しつけるなど力と支配の関係が根底にある。犯罪行為ともなりうる。
と	特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づいた、国の機関や地方公共団体の機関としての行動計画。
は	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に成立。平成25年の改正では、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者も適用対象となった。
は	働き方改革	働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。
	働く婦人の家	「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（平成7年法律第107号）附則第9条第1項の規定により、なお効力を有するものとされている改正前の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（昭和47年法律第113号）の規定に基づき、女性労働者に対して各種の相談に応じ、日常生活に必要な指導・講習・実習等を行うなど、女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設。
	パブリック・コメント手続	市の重要な政策等の策定に当たり、その政策に関する計画等の素案の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、それに対する市民等からの意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」）を求め、提出された意見等を考慮して市の意思決定を行うとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。

	用語	解説
	ハラスメント	主に職場で行われる様々な嫌がらせのこと。 パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントがある。
	パワー・ハラスメント (パワハラ)	職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為のこと。
ひ	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自らを避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者。
ふ	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手助けをしたい人（おたすけ会員）が、会員となってお互いを地域の中で助け合う組織。
へ	北京宣言と行動綱領	第4回世界女性会議で採択。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記している。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女児から構成されている。
ほ	保育所入所待機児童	認可保育所入所希望者のうち、入所要件に該当しているが入所していない児童。
	母子家庭高等職業訓練促進給付金・父子家庭高等職業訓練促進給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、支給される給付金。
	母子父子家庭自立支援教育訓練給付金（概要）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職につながる能力開発のために教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成するための給付金。
	母子父子寡婦福祉資金貸付等制度（概要）	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活安定と、その子どもの福祉の増進を図るための各種貸付。修学資金、就学支度資金、修業資金、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、就職支度資金等がある。
ま	マタニティ・ハラスメント (マタハラ)	働く女性が、妊娠・出産、育児休業等制度の利用を理由に職場で受ける嫌がらせや不利益な取り扱いのこと。

	用語	解説
め	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
	面前DV	子どもの目の前で家族に対し暴力をふるうことで、児童虐待にあたる。
ら	ライフプラン	就職、結婚、妊娠、出産、育児等のライフイベントを視野に入れた長期的な視点での人生設計のこと。
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。

以上の用語解説は、内閣府男女共同参画局、各省庁ホームページ、他の資料をもとに作成しています。

「ジェンダー・フリー」の用語使用について

過去に「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、「性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指す」との誤解を生じたことを考慮し、国の第2次男女共同参画基本計画（平成17年12月27日）の解釈に基づいて、引き続き「ジェンダー・フリー」の用語は使用せず、「社会的性別（ジェンダー）にとられない」と表記します。

太宰府市男女共同参画審議会への諮問書

4 太 人 第 8 3 号

令和4年8月24日

太宰府市男女共同参画審議会

会 長 安 恒 万 記 様

太宰府市長 楠 田 大 蔵

第3次太宰府市男女共同参画プランの策定について（諮問）

太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項の規定に基づき、第3次太宰府市男女共同参画プランの策定について、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

本市は、太宰府市男女共同参画推進条例に基づき、太宰府市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

現行の「第2次男女共同参画後期プラン」の策定から5年目にあたり、これまでの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、「第3次男女共同参画プラン」を策定するため、基本的な考え方について貴審議会の意見を求めるものです。

太宰府市男女共同参画審議会答申書

令和5年3月8日

太宰府市長 楠 田 大 蔵 様

太宰府市男女共同参画審議会
会 長 安 恒 万 記

第3次太宰府市男女共同参画プランについて（答申）

令和4年8月24日付4太人第83号で諮問のありました「第3次太宰府市男女共同参画プラン」の策定について、太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号）第8条第3項の規定に基づき審議を重ねた結果、下記のとおり意見を附して「第3次男女共同参画プラン」として答申します。

記

太宰府市においては、男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「太宰府市男女共同参画推進条例」が制定されてからこれまで、男女共同参画に関する様々な取組が実施され、市民への理解が広まり、また、男女共同参画への関心や女性の活躍推進に対する社会の気運も高まってきました。

一方、長年にわたり形成されてきた社会通念、慣習、仕事優先、企業中心の考え方は根強く残っており、男性優遇感は依然として高い状況にあります。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大は、失業や貧困、家庭内の暴力など、性差に起因して社会的に様々な問題に直面する女性をはじめ、様々な立場の人に深刻な影響を与えました。

本審議会では、これまでの成果や課題、社会情勢や市民の意識の変化を踏まえ、今後5年間を見据えた具体的施策について審議を重ねました。

特に、DVや困難な状況におかれた人に対する必要な支援や、多様性を尊重した共生社会への取組には、男女共同参画の視点の重要性を認識し、積極的に取組を進める必要があります。

本答申が第3次太宰府市男女共同参画プラン策定に最大限に反映されるとともに、プランの基本理念である「だれもがいきいきと輝くまちづくりをめざして」、行政・市民・事業者が一体となり、これまで以上に積極的な取組を推進されることを期待いたします。

第3次太宰府市男女共同参画プラン策定の経過

開催日	会議等	内容
令和4年2月2日	幹事会（書面開催）	○3次プラン策定の考え方を提示 ○後期プランの事業修正案提示
令和4年2月18日	意見集約	○後期プランの所管課事業について意見集約
令和4年5月16日～25日	所属長ヒアリング	○所管課事業について改訂内容の方向性を確認
令和4年6月8日	幹事会	○3次プラン体系・事業案を提示
令和4年6月9日	幹事へ通知	○3次プラン案の所管課事業について修正確認
令和4年7月19日	推進本部会議	○3次プラン素案を提示
令和4年8月24日	第1回審議会	○諮問 ○改訂の考え方について
令和4年9月22日	第2回審議会	○素案の審議（第1章～第4章一体系・目標1）
令和4年10月25日	第3回審議会	○素案の審議（目標2・目標3）
令和4年11月29日	第4回審議会	○素案の審議（全体調整）
令和5年1月4日～2月2日	パブリック・コメント	○市のホームページ及び公共施設に設置 市役所、男女共同参画推進センター、ルミナス、子育て世代包括支援センター（うめっこテラス）、いきいき情報センター、市民図書館、とびうめアリーナ（総合体育館）、太宰府南コミュニティセンター、文化ふれあい館、南隣保館、総合福祉センター 計10ヶ所
令和5年3月8日	第5回審議会	○最終確認 ○答申

太宰府市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間：令和3年8月1日～令和5年7月31日

選出区分	氏 名	所 属
識見を有する者 (太宰府市男女共同参画 審議会規則第3条第1号)	安恒 万記	筑紫女学園大学教授
	的野 佑妃子	ファシリテーターズ福岡
	本郷 須美子	特定非営利活動法人アジア女性センター
その他市長が適当と 認める者 (太宰府市男女共同参画 審議会規則第3条第2号)	松下 俊彦	太宰府市人権擁護委員
	安恒 幸博	太宰府市民生委員児童委員連合協議会 太宰府校区民生委員児童委員協議会
	副島 紀身	男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府
	井手 幸治	太宰府市商工会
	渡邊 隆子	一般公募
	坂田 道志	一般公募

(敬称略)

太宰府市男女共同参画審議会規則

平成13年12月21日規則第22号
最終改正 平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市男女共同参画審議会(以下「審議会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画に関する事。
- (2) 男女共同参画社会の形成にむけた施策の実施状況に関する事。

2 審議会は、前項に関して、市長に意見を述べ、又は市長の諮問に対して答申することができる。

(組織)

第3条 この審議会は、15人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(平21規則42・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 審議会は、必要があるときは関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(平15規則47・平19規則33・平26規則14・平29規則20・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(太宰府市女性問題懇話会規則の廃止)

2 太宰府市女性問題懇話会規則(平成9年規則第20号)は廃止する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第33号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画審議会規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第14号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

太宰府市男女共同参画推進本部設置 規程

平成13年6月27日訓令第10号
改正 平成29年3月31日訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、男女共同参画社会の実現を図るため、太宰府市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置き、男女共同参画社会の形成にむけた計画を策定し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成にむけた計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成及び推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、次の各号に掲げる者で構成し、市長が任命する。ただし、第1号から第4号に掲げるものについては、別に辞令を用いることなく本部員に命じられたものとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 市長部局の部長及び理事並びに教育委員会部局の部長及び理事並びに公営企業部局の部長並びに議会部局の事務局長
- (5) 第7条に規定する幹事会から本部長が指名する職員
(平15訓令7・全改、平19訓令1・平20訓令4・平25訓令8・平27訓令5・平27訓令10・平28訓令6・一部改正)

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長各1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は会議を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
(平19訓令1・一部改正)

(推進本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の事務を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部から指示された事項のほか、男女共同参画社会実現のための施策の調査、研究及び推進を行う。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく幹事に命じられたものとする。
 - (1) 人権政策課長
 - (2) 市長部局の部長及び理事並びに教育委員会部局の部長

及び理事並びに公営企業部局の部長並びに議会部局の事務局長が推薦する職員

- 4 幹事の任期は2年とし、補欠幹事の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 幹事会に代表幹事を置き、人権政策課長をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、会議の議長となる。
- 7 代表幹事は、会議の内容を必要に応じて推進本部の本部長に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 8 代表幹事が必要と認めるときは、会議に関係職員を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
(平15訓令5・平15訓令7・平18訓令4・平19訓令1・平19訓令7・平20訓令4・一部改正、平21訓令13・旧第7条線上・一部改正、平25訓令8・平27訓令5・平27訓令10・平28訓令6・一部改正)

(部会)

第7条 本部長は、必要に応じて幹事会に部会を置くことができる。
(平27訓令14・全改)

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。
(平15訓令5・平19訓令7・一部改正、平21訓令13・旧第9条線上、平26訓令7・平29訓令4・一部改正)

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(平21訓令13・旧第10条線上)

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年7月1日から施行する。
(太宰府市女性問題推進協議会規程の廃止)
- 2 太宰府市女性問題推進協議会規程（平成9年訓令第4号）は、廃止する。
(太宰府市女性行動計画企画委員会規程の廃止)
- 3 太宰府市女性行動計画企画委員会規程（平成9年訓令第3号）は、廃止する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第5号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成18年訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条、第2条、第6条及び第8条から第15条までの改正規定中収入役、会計管理者及び会計課に係る部分については、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、なお従前の例による。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市男女共同参画推進本部設置規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市行政事務改善委員会規程等の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の太宰府市環境基本計画策定委員会設置規程等の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

太宰府市男女共同参画推進条例

平成17年12月21日
条例第46号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第8条—第15条）
第3章 太宰府市男女共同参画推進委員の設置（第16条—第23条）
第4章 苦情及び救済の申出の処理（第24条—第32条）
第5章 雑則（第33条）
附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であって、基本的人権は何人にも保障されているものであり、男女の性の違いによって当然差別されてはならないことをうたっている。国は、男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」を制定した。

本市は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描き、その実現に向けた基本姿勢の中に、個人の尊厳と男女平等のもとで、学園都市に集う若者を含め、すべての市民の基本的人権と人間性を尊重する社会を築いていくことを示し取り組んでいる。

ここに、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法の精神にのっとり、男女共同参画社会実現のための理念や推進すべき施策を明示し、本市で新しい文化としての男女平等社会を確立するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利非営利を問わず事業又は活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶

されること、男女の身体的特徴及び性に関する個人の意思が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- (3) 市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

- (5) 国際社会の取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。）を市の主要な施策と位置づけ、総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、参画施策を策定し、及び実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との連携、協力を図るとともに、市民及び事業者等との連携、協力にも努めなければならない。

- 3 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

- 4 市は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念について市民、事業者等の理解を深めるよう広報啓発活動、学習機会の充実等の適切な措置を必要に応じて講じなければならない。

- 5 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 6 市は、審議会等を設置するにあたり、条例等に登用割合を規定するなど、男女が平等に市の施策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するように努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業又は活動において、積極的かつ主体的に男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 事業者等は、雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する法律等を遵守して、その雇用する男女が職業生活と家庭生活を両立して行うことのできるような職場環境等の整備に努めるとともに、育児や介護等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力をできる限り

発揮できるよう努めなければならない。

4 学校を設置する事業者等は、学内において性的な言動によって相手の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為の防止のための環境整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等に対する暴力、性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与えることその他の男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画施策の大綱
(2) 前号に掲げるもののほか、参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)第2条別表に規定する太宰府市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(推進体制)

第9条 市は、参画施策を総合的に企画し、調整し、推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(活動支援)

第10条 市は、市民や事業者等が行う活動において、男女共同参画が推進されるように情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等への支援)

第11条 市は、家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を円滑に行うことができるように、必要な支援に努めるものとする。

(男女平等を促進する教育の推進)

第12条 市は、学校教育、社会教育等あらゆる教育の分野において、男女平等を促進する教育の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、参画施策の策定及び実施に必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(国際的協調のための措置)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進を国際的協調の下に行うための情報の交換や、男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために、国際的視野に立って必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 太宰府市男女共同参画推進委員の設置

(男女共同参画推進委員の設置)

第16条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき太宰府市男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(

組織)

第17条 推進委員の定数は3人以内とし、うち1人を代表推進委員とする。代表推進委員は、推進委員の互選とする。

2 推進委員は、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、推進委員のすべてが、男女いずれか一方の性によって占められてはならない。

(任期等)

第18条 推進委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(責務)

第19条 推進委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第20条 推進委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第21条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第22条 市長は、推進委員が心身の故障のため職務遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他推進委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、解嘱することができる。

(関係機関等との連携)

第23条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第24条 市民及び事業者等は、推進委員に対し、市が実施す

る参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、推進委員に対し、救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第25条 前条に規定する苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申し立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
- (4) 推進委員が行った苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないことと推進委員が認める事項

(調査)

第26条 推進委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に対し、調査を通知しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する調査を拒んではならない。
- 3 市民及び事業者等は、第1項に規定する調査に協力するよう努めなければならない。

(却下)

第27条 推進委員は、苦情等の申出が第25条各号に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第28条 推進委員は、市に係る苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市長に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)することができる。

- 2 市長は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 3 推進委員は、必要があると認めるときは、市長に対し、どのような措置を講じたかについての報告(以下「報告」という。)を期限を定めて求めることができる。
- 4 推進委員は、是正勧告及び前項に規定する報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、必要に応じて公表することができる。ただし、公表に当たっては、プライバシー等 person 権に必要な配慮がなされなければならない。
- 5 第1項の規定による是正勧告並びに前2項に規定する報告の求め及び公表は推進委員の合議を要する。

(救済勧告)

第29条 推進委員は、市に係る救済の申出があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市長に対し人権侵害を排除し、又は抑止する等救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、推進委員の合議を要する。

- 2 市長は、当該救済勧告を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、前条第3項及び第4項の規定を

準用し、その実施にあたっては推進委員の合議を要する。

(制度改善のための意見表明)

第30条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、若しくは改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見を表明する(以下「意見表明」という。)ことができる。ただし、意見表明は、推進委員の合議を要する。

2 前項の場合において、第28条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権救済の申出の処理)

第31条 推進委員は、第24条第2項に規定する救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、推進委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第32条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況について必要な事項を公表することができる。

3 市長は、前2項に規定する推進委員の当該求めを尊重しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、推進委員に対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

太宰府市男女共同参画推進条例施行規則

平成18年3月29日規則第19号
最終改正 平成29年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市男女共同参画推進条例（平成17年条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表推進委員等)

第2条 条例第17条に規定する代表推進委員に事故あるとき、又は代表推進委員が欠けたときは、あらかじめ代表推進委員が指名した太宰府市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）がその職務を代理する。

2 代表推進委員は、必要に応じて推進委員の会議を招集し、その議長となる。

(苦情及び救済の申出方法等)

第3条 条例第24条第1項に規定する苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した苦情等申出書（様式第1号）により行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申し出ることができる。

- (1) 申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 苦情等の申出の趣旨及び理由並びにその申出の原因となった事実
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項ただし書の規定により口頭の申出があったときは、推進委員又は補助する者は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。
- 3 苦情等の申出の手続きは代理人により行うことができる。この場合、申出人による委任状を必要とする。
- 4 推進委員は、第1項の申出書の記載事項に不備がある等形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出者に対し当該申出書の補正を求めなければならない。

(申出者との面接)

第4条 推進委員は、苦情等の申出を処理するため必要があると認めるときは、申出人との面接を行うことができる。

(調査の実施等)

第5条 条例第26条第1項に規定する通知は、市に対しては調査通知書（様式第2号）により、市以外のものに対しては調査協力依頼書（様式第3号）により行うものとする。

(処理の対象としない旨の通知)

第6条 条例第27条第2項に規定する申出人に対する通知は、処理の対象としない旨の通知書（様式第4号）により行うものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 代表推進委員は、苦情等の申出にかかる調査の結果、条例第28条第1項の規定による是正勧告、条例第29条第1項に規定する救済勧告、条例第30条第1項に規定する意見表明又は条例第31条に規定する改善要請の求めのいずれも行わないときは、市長及び関係人に対し、調査終了通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(市長に対する勧告等)

第8条 条例第28条第1項に規定する是正勧告及び条例第29条第1項に規定する救済勧告は、是正・救済勧告書（様式第6号）により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けたときは、市の関係機関に遅滞なく知らせるものとする。

(市長の報告)

第9条 市長は、条例第28条第3項及び条例第29条第3項に規定する措置に関する報告を求められたときは、市の関係機関に対してその旨を遅滞なく知らせ、どのような措置を講じるかの報告を求め、措置報告書（様式第7号）により報告するものとする。

(勧告及び市の措置についての公表)

第10条 条例第28条第4項及び条例第29条第3項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

(意見表明の公表)

第11条 条例第30条第2項に規定する意見表明の公表は、適切な方法により行うものとする。

(改善のための要請及び公表の求め)

第12条 条例第31条第1項に規定する報告、改善のための要請の求め及び同条第3項に規定する公表の求めは、改善のための要請・公表を求める通知書（様式第8号）により行うものとする。

(市長の要請及び公表等)

第13条 条例第32条第1項に規定する改善のための要請は、改善のための要請書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第32条第2項に規定する公表は、適切な方法により行うものとする。

3 条例第32条第4項に規定する意見を述べる機会の付与は、市長が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することにより行うものとする。

4 前項の意見を述べる機会の付与の手続きは、意見を述べる機会の付与通知書（様式第10号）により行うものとする。この場合において、意見書の提出期限（口頭による意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて通知しなければならない。

5 第3項に規定する口頭による意見を述べる機会を付与する場合において、市長が指名した職員は、意見の記録書（様式第11号）に意見を記録し、記名押印し、並びに意見を述べた日時において、条例第32条第4項に規定する市民又は事業者等に対して意見の内容と相違ないことを確認し、及び当該記録書に記名押印するよう求めなければならない。この場合において、当該職員は記名押印を拒否し、又はできない者があったときは、その旨及びその理由を記録しなければならない。

6 条例第32条第5項に規定する推進委員への通知は、改善のための要請・公表に伴う通知書（様式第12号）により行うものとする。

(処理状況及び結果等の通知)

第14条 条例第28条第4項、第29条第3項又は第30条第2項に規定する申出人への通知は、処理状況及び結果等通知書（様式第13号）により行うものとする。条例第32条第5項に規定する市長からの通知を受けたときも同様とする。

(推進委員の証明書)

第15条 推進委員は、その職務を行う場合には、推進委員であることを示す太宰府市男女共同参画推進委員証明書（様式第14号）を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
（平20規則30・一部改正）

（苦情等の申出を行った者等への配慮）

第16条 推進委員は、苦情等の申出の処理にあたっては、申出人（申出人が、権利侵害により被害を被った者と異なる場合にあっては、それぞれの者）の意思を尊重し、その者の利益を損なわないように配慮しなければならない。

（処理状況の報告）

第17条 推進委員は、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

（庶務）

第18条 推進委員の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。
（平19規則33・平26規則14・平29規則20・一部改正）

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第33号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第20号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女

共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数

の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成

十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うもの

とする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対

し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する

脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日ま

での間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を

発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特

に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る

人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であつた者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第

十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった

場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊

重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一

項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性

の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その

他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることが

できる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした

者

- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)、の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。))並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。))並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

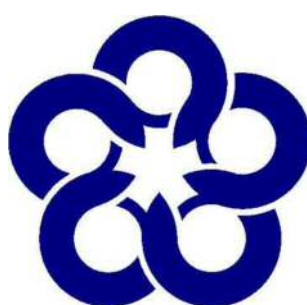
年表 男女共同参画に関する世界・日本・福岡県・太宰府市の動き

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 第30回国連総会 「国際婦人の10年」を宣言	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
1976年 (昭和51年)				
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」開館		太宰府町立「働く婦人の家」開館
1978年 (昭和53年)			「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	国連婦人の10年 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和57年)	「女子差別撤廃委員会」設置		婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出 「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)			女性海外研修事業「女性研修の翼」開始	
1984年 (昭和59年)		「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布		
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准・発効	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行	「婦人対策室」を「婦人対策課」へ組織改正 「第2次福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	「婦人問題懇話会設立準備委員会」設置(総務課) 「女性の生活実態と意識に関する調査」実施(総務課)
1988年 (昭和63年)				社会教育課に「青少年婦人対策係」設置 「婦人問題推進協議会」設置

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
1989年 （平成元年）		学習指導要領の改訂 （高等学校家庭科の男女必須等）		「婦人問題懇話会」設置 「婦人行動計画企画委員会」設置
1990年 （平成2年）	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略に関する第1回見直しと評 価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将 来戦略勧告）採択			婦人問題懇話会へ「太宰府市女性行動計画」に ついて諮問
1991年 （平成3年）		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新しい国内行 動計画（第1次改定）」策定 「参加」と「参画」、「婦人」と「女性」 の使用について通知	婦人問題懇話会提言提出 「婦人問題懇話会」を「女性政策懇 話会」へ、「婦人対策課」を「女性政 策課」へ名称変更	「太宰府市女性行動計画」策定 女性に関する用語について「婦人」から「女 性」へ変更 太宰府市初の女性収入役就任
1992年 （平成4年）		「育児休業法」施行 初の「婦人問題担当大臣」置かれる		「女性の翼」海外研修事業実施 （平成8年度まで毎年実施）
1993年 （平成5年）	第48回国連総会 「女性に対する暴力の撤廃に関する 宣言」採択			
1994年 （平成6年）	国際人口開発会議（カイロ） 「行動計画」採択	「男女共同参画室」設置（政令） 「男女共同参画審議会」設置（政令） 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 （平成7年）	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 （介護休業制度の法制化など）	女性政策懇話会提言提出「行動計 画策定に向けて」	
1996年 （平成8年）		「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次福岡県行動計画」策定 「福岡県女性総合センター「あすば る」」開館	
1997年 （平成9年）		「男女共同参画審議会」設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 （セクハラ防止措置の義務化など）		主管課が「生涯学習課」から「総務課」へ変更 「第4期女性問題懇話会」提言書提出 「太宰府市女性行動計画」を改定（後期基本計 画）
1998年 （平成10年）			福岡県初の女性副知事就任	
1999年 （平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行 「育児・介護休業法」全面施行		
2000年 （平成12年）	国連特別総会 「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布	「福岡県男女共同参画社会づくり 検討委員会」設置	主管課が「総務課」から「女性・文化課」へ変更
2001年 （平成13年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布 「育児・介護休業法」改正 （時間外労働の制限制度創設など） 第1回男女共同参画週間	「福岡県男女共同参画推進条例」 公布施行「福岡県男女共同参画審 議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定 「女性政策課」を「男女共同参画推 進課」へ組織改正	「男女共同参画社会づくり」に向けての市民意識調 査実施 「第6期女性問題懇話会」提言書提出 「男女共同参画推進本部」設置 「ちくし女性ホットライン」開設 「女性問題懇話会」を「男女共同参画審議会」へ変更
2002年 （平成14年）		「配偶者暴力防止法」全面施行	「男女共同参画表彰制度」開始	「第1期男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくり会議」開催・提言書提 出 「男女共同参画市民フォーラム」実施
2003年 （平成15年）		「次世代育成支援対策推進法」公 布・施行	「福岡県女性総合センター」を「福岡 県男女共同参画センター」へ名称 変更 「福岡県子育て応援宣言企業登録 制度」創設	「太宰府市男女共同参画プラン」策定 主管課が「女性・文化課」から「人権・同和政策 課」へ変更 「働く婦人の家」を「女性センタールミナス」と名 称変更

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
2004年 （平成16年）		「配偶者暴力防止法」改正 （保護命令の拡充など） 「育児・介護休業法」改正 （休業制度の拡充など）		「男女共同参画を進める表現ガイドライン」作成 「第2期男女共同参画審議会」設置
2005年 （平成17年）	「北京+10」閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク）	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進条例」公布 「男女共同参画を進める市民ネットワーク太宰府」発足
2006年 （平成18年）		「男女雇用機会均等法」改正 （妊娠・出産等を理由とした不利益取扱の禁止など）		「太宰府市男女共同参画推進条例」施行 「男女共同参画推進委員」設置
2007年 （平成19年）		「配偶者暴力防止法」改正 （保護命令の再拡充など） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定		「第3期男女共同参画審議会」設置 主管課が「人権・同和政策課」から「人権政策課」へ変更
2008年 （平成20年）		「女性の参画加速プログラム」策定		
2009年 （平成21年）		「育児・介護休業法」改正 （パパママ育児プラスの創設など）		「男女共同参画プラン後期基本計画」策定 「第4期男女共同参画審議会」設置
2010年 （平成22年）	「北京+15」記念会合（第54回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2011年 （平成23年）	「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発足			「第5期男女共同参画審議会」設置
2012年 （平成24年）		「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「ふくおか女性いきいき塾」開始	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 「男女共同参画の表現ガイドライン」作成
2013年 （平成25年）		「配偶者暴力防止法」改正 法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」へ（適用対象の拡大） 「ストーカー規制法」改正（電子メールを規制対象へ追加など）	「女性の活躍推進福岡県会議」発足	「第6期男女共同参画審議会」設置 「第2次男女共同参画プラン」策定
2014年 （平成26年）		日本再興戦略改訂2014に「女性が輝く社会」の実現を掲げる 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」WAW！開催 次世代育成支援対策推進法改正（法律の有効期限が10年間延長など）		
2015年 （平成27年）	「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク） 国連サミット 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定	「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	「太宰府市男女共同参画推進シンボルマーク」公募・決定 「第7期男女共同参画審議会」設置
2016年 （平成28年）		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行 「ストーカー規制法」改正（SNSを規制対象へ追加など）	「男女共同参画推進課」に「女性活躍推進室」設置	「女性センタールミナス（働く婦人の家）」から「男女共同参画推進センター」へ用途変更 男女共同参画推進センタールミナスホームページ開設
2017年 （平成29年）		「育児・介護休業法」改正 （介護休業の分割取得、育児休業期間の延長など） 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策」を決定		「第8期男女共同参画審議会」設置 「ルミナスDV相談室」開設
2018年 （平成30年）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布		

年	世界（国連）	日本	福岡県	太宰府市
2019年 （令和元年）		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」改正 「配偶者暴力防止法」改正	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」公布	「第9期男女共同参画審議会」設置
2020年 （令和2年）	「北京+20」記念会合（第60回国連婦人の地位委員会 ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第5次）」策定		
2021年 （令和3年）		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	「第10期男女共同参画審議会」設置
2022年 （令和4年）		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布		「女性相談室」開設 「第3次男女共同参画プラン」策定



第3次太宰府市男女共同参画プラン

発行 令和5年3月

編集 太宰府市 市民生活部 人権政策課

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話 092-921-2121 (代表)

FAX 092-921-1601 (代表)

URL <http://www.city.dazaifu.lg.jp>

E-mail jinken@city.dazaifu.lg.jp